



Title	ケインズ『一般理論』私注賃金基金説の系譜について(22)
Author(s)	白井, 孝昌
Citation	経済學研究, 41(1), 57-95
Issue Date	1991-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31878
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(1)_P57-95.pdf



<研究ノート>

ケインズ『一般理論』私注

賃金基金説の系譜について(22)

白井孝昌

われわれの当面の課題は、ハーバート・サイモンの言う《組織管理人間》(administrative man)を特徴づける《知足的行動》(satisficing behavior)の概念の萌芽的形式が彼の初期の作品『組織管理行動』(第2版, 1975年)¹⁾の中でどのように述べられているかを見ることである。その書物の冒頭の「第2版へのイントロダクション」²⁾, 第I章「意思決定と管理組織」³⁾, および第II章「組織管理理論の若干の問題」⁴⁾の内容については、これまで、かなり立ち入った注釈を加えながら紹介してきた。そうして、われわれは前稿⁵⁾では、第II章とともにサイモンのいわゆる最下層に位置する方法論的な諸問題を扱う第III章「意思決定における事実と価値」⁶⁾をとばして、第3層の問題群にかかわる第IV章「組織管理行動における合理性」⁷⁾の検討に進んだのであった。

前稿はCIとCIIの二つの節から成る。まず、第CI節ではサイモンの著書の第IV章の議論の全体的な組み立てを概観するため、例によって、各パラグラフの要旨を基礎とする内容目次を作り、それを提示した。

その章の§0「まえがき」は四つのパラグラフ(1)～(4)で構成されていた。それらを全文譯出すると次の通りである。

(1)「第III章では、組織管理上の一つの決定の正しさ(the correctness of an administrative decision)が相対的な問題であるということ——すなわち、指定されている諸目的に到達するのに適切な諸手段(appropriate means to reach designated ends)を選別するならば、それは正しいということ——が結論された。合理的な組織管理者(The rational administrator)は、これらの有効な諸手段の選別(the selection of these effective means)にかかわるのである。組織管理の理論を建設するためには、合理性の概念(the notion of rationality)をもっと立ち入って検討し、そうして、とりわけ《有効な諸手段の選別》ということの意味を完全に明確化することが必要とされる。この観念を明確にする過程で、《効率性》(“efficiency”)と《統合的調整》(“coordination”)という概念——両者とも組織管理理論にとって中心的な重要性を有している——に、順次、かなりの光が当てられることになる。

(2)「本章では諸決定を行なう人物の心の中で起こる事柄(what goes on in the mind of

- 1) Herbert A. Simon, *Administrative Behavior, A Study of Decision-Making Process in Administrative Organization* (New York: Macmillan and Co., 2nd ed., 1957).
- 2) “Introduction to the Second Edition,” *ibid.*, pp. ix-xxxix.
- 3) Chapter I. Decision-Making and Administrative Organization, *ibid.*, pp. 1-19.
- 4) Chapter II. Some Problems of Administrative Theory, *ibid.*, pp. 20-44.
- 5) 拙稿「賃金基金説の系譜について(21)」本誌第39巻第4号(1990年3月), pp. 194 (704)-224 (734).
- 6) Chapter III. Fact and Value in Decision-Making, *op. cit.*, pp. 45-60.
- 7) Chapter IV. Rationality in Administrative Behavior, *ibid.*, pp. 61-78.

a person making decisions) については、ほとんど何も述べられない——この問題を心理学的見地から扱うことは第V章に委ねられるであろう。本章は決定の客観的環境 (the objective environment of decision) に——すなわち、選択の後に起こる現実の諸帰結 (the actual consequences that follow on choice) に——かかわるのである。選択は、それが合理的であり、かつ、その客観的な諸条件を認識しているかぎりにおいて、数個の選択肢のなかからその一つを選別することにかかわる (Choice, in so far as it is rational and cognizant of its objective conditions, involves a selection of one alternative from several.) のである。それらの選択肢は、それらから生じる諸帰結において異なるのであり、そうして、意思決定の客観的諸局面の分析は、主として、選択の可変的な諸帰結 (these variable consequences of choice) に関与させられるであろう。」⁸⁾

(3) 「このように諸帰結を強調することは本章に、はっきりと《合理主義的》偏り (a definitely “rationalistic” bias) を賦与するであろうけれども、人間行動の合理的な諸局面に注意を集中することは、人間が、つねに、あるいは一般的に、合理的であると主張すること (an assertion that human beings are always or generally rational) であると解釈されるべきではない。そのような誤った考え方は功利主義政治理論と、そうして大部分の古典派経済理論の中に浸透していたが、心理学と社会学における現代的な発展によって、すでに決定的に論駁されてきたところである。」⁹⁾

(4) 「《すぐれた》組織管理 (“good” administration) は、ちょうど《すぐれた》営利事業 (“good” business) が利得を実現するべく正確に計算された経済行動であるのと同じように、その諸目的に現実主義的に適合しているところの行動

(behavior that is realistically adapted to its ends) であるので、組織管理上の諸決定の理論は必然的に選択の合理的諸局面に没入する気味があるであろう。本研究の後出の諸章は組織管理行動の現実面にもっと大きな注意を払うであろう。本章は、営利上の原則や理論にかんする議論が経済的な諸制度や現実の市場行動の記述に対して有するのと同じ関係を、これらの現実的な分析に対して有するのである。すなわち、本章は組織管理者たちの決定のありようを描写するのではなくて、どちらかといえば、すぐれた組織管理者がいかに決定を行なうかを描き出すのである。」¹⁰⁾

前稿の第CII節で、われわれは上掲のパラグラフ(3)に述べられているサイモンの見解に注目した。そこで、サイモンは、まず「人間行動の合理的諸局面に議論を集中すること」 (concentration on the rational aspects of human behavior) を「人間が、つねに、あるいは一般的に、合理的であると主張すること」と混同することのないよう、読者の注意を喚起している。後者をサイモンは「誤った考え方」 (misconception) とし、そうして、そのような考え方が「功利主義政治理論と、そうして大部分の古典派経済理論の中に浸透していたところ」 (which permeated utilitarian political theory and a large part of classical economic theory) であると述べている。さらに、彼はこのパラグラフの末尾に付されてある脚注1において、次のような注釈を加えているのであった。

「¹素朴な功利主義的見解 (the naive utilitarian view) はジェレミー・ベンタムによるもの以上に顕著な形では、どこにも述べられていない。他方、合理主義はアダム・スミスにおいては陽表的であるよりも、むしろ陰伏的である (rationalism is implicit rather than explicit in Adam Smith)。An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations (New

8) *Ibid.*, p. 61.

9) *Ibid.*, pp. 61-62.

10) *Ibid.*, p. 62.

York: E. P. Dutton & Co., 1914), pp. 12-15, を見よ。……」¹¹⁾

ここでサイモンが「合理主義」(rationalism)と呼ぶところのものは「人間が、つねに、あるいは一般的に、合理的であるという主張」のことであり、そうして、彼はそれを「誤った概念化」(misconception)としているのである。その「合理主義」がアダム・スミスの場合には、どちらかといえば「陰伏的」(implicit)に述べられているとして、サイモンが指摘する『国富論』の箇所は、われわれが推定したところによれば、その第I編の第II章「労働の分割を引き起こす原理について」(Of the Principle which gives Occasion to the Division of Labour)¹²⁾であろうと思われる。そこでスミスが述べていることを正確に見るために、われわれはその第II章の全文を譯出して提示したのである。その結果、われわれは第II章の末尾のパラグラフ(5)を除くすべての陳述が、ある意味において、同じ編の第X章への直接の序曲になっていることを見出した。そうして、第X章のパラグラフ(2)には、ボールディングのいわゆる《有利性均等の原理》が述べられてあることは、すでにわれわれのよく知るところである。そのパラグラフの陳述は、第X章の全体的な文脈から切り離して見るならば、サイモンのいわゆる「合理主義」の明示的な表出として受け取られてよいものである。この意味において、スミスの第II章には「合理主義」が「陰伏的」に、あるいは、間接的に含蓄されていると、われわれは前稿の第CII節において論じたのである。

しかしながら、この議論は『国富論』の第I編の全体を視野に置くと、十分に説得的であるとは言いがたい。そこで、いま一度、節を改めて、サイモンの上掲の脚注にある見解を検討し

てみたい。

CIII

『国富論』の第I編第II章「労働の分割を引き起こす原理について」の主たる論旨は、労働の生産力を増進させるうえでさまざまな有利性をもたらすところの労働の分割が、その成果を予見して、それを実現すべく意図するような「人智」(human wisdom)の所産ではなくて、人間に特有の性質としての「交換性向」(the propensity or disposition to truck, barter, and exchange)の帰結であるという主張であろう。その主張をめぐるスミスの議論の中にサイモンの言う「合理主義」の「陰伏的」な介在を見出すべきであるとするならば、それは交換性向の発現としての市場行動の中に求められなければならないであろう。

スミスが『国富論』の第I編の中で触れている市場行動には二つの局面がある。その一つは、労働の生産物としての商品の市場における人間行動であり、それは、われわれが提示している第I編の三部構成の部立てで言えば、

第II部「《商業的社会》における諸商品の市場価格の決定と、その動態の分析」

を構成する三つの章、とりわけ、その最後の

第七章「商品の自然価格と市場価格について」

(Of the natural and market Price of Commodities)¹³⁾

で論じられている。

いま一つの局面は、生産要素の市場における人間行動であり、それはスミスの第I編についてわれわれが立てた

第III部「《商業的社会》において商品の自然価格を構成する賃金、利潤、および地代を規制するところの諸事情について」

を構成する四つの章で論じられている。われわれが前稿の第CII節で言及したのは、この第III部

11) *Ibid.*, p. 62n.

12) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan, Vol. I (London: Methuen, 1904), pp. 15-18.

13) *Ibid.*, pp. 57-65.

に含まれる、

第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」(Of Wages and Profit in the different Employments of Labour and Stock)¹⁴⁾

の冒頭に述べられている《有利性均等の原理》の大前提となっている「合理主義」なのであった。そういうわけで、今度は、スミスの第I編の第II部を構成する諸章の中に「合理主義」がどのような形で述べられているかを見ることから、われわれの議論を出発させることにしたい。

第II部の最初にくる

第V章「商品の実質価格と名目価格について、あるいは、労働で表示される価格と貨幣で表示される価格について」(Of the real and nominal Price of Commodities, or of their Price in Labour, and their Price in Money)¹⁵⁾

は、われわれがすでに検討してきたところによれば、[A]と[B]の二つのセクションに分けることができる¹⁶⁾。すなわち、

[A]価値尺度の選定をめぐる理論的考察。パラグラフ(1)から(22)まで。

[B]価値尺度としての貨幣にかんする歴史的考察。パラグラフ(23)から(42)まで。

セクション[B]の議論は、第I部の末尾の第IV章「貨幣の起源と使用について」(Of the Origin and Use of Money)¹⁷⁾で論じられた《商業的社会》の不可欠な行動方式としての交換を媒介する「商業の普遍的用具」(the universal instrument of commerce)¹⁸⁾の歴史的考察を引き継ぎながら、第III部に含まれる第XI章「土地の賃賃料について」(Of the Rent of Land)¹⁹⁾に付せ

られている「過去4世紀にわたる銀の価値の変動にかんする余論」(“Digression concerning the Variations in the Value of Silver during the Course of the Four last Centuries”)²⁰⁾の議論を経由して、第II編の第II章「社会の全ストックの特定部分と考えられる貨幣について、あるいは、国民資本を維持する経費について」(Of Money considered as a particular Branch of the general Stock of the Society, or of the Expence of maintaining the National Capital)²¹⁾、および第IV章「利子を取って貸し付けられるストックについて」(Of Stock lent at Interest)²²⁾に至るスミスの貨幣論の文脈の中に位置するのであるから、セクション[B]の議論を含む第V章を、それに続く第VI章「商品の価格の構成部分について」(Of the component Parts of the Price of Commodities)²³⁾と第VII章「商品の自然価格と市場価格について」の二つの章とともに、第II部の中に括り込むことには若干の無理があるけれども、われわれはその章の前半のセクション[A]を第VII章への予備的考察と看做して、このような部立てを行なったのである。

また、同じ第II部に含められる第VI章では、「初期未開状態の社会」と異なって《商業的社会》における商品の価格は、労働の報酬である賃金のみならず、その生産で雇用されたストックに対する報酬としての利潤と、そうして、土地の使用に対して支払われる地代とに三分割されるという事情が説明されているので、この章は、たんに第VII章への予備的考察にとどまるのではなく、第III部の諸章への序曲としての役割も演じているのである²⁴⁾。

以上に述べたような性格を有する二つの章を

14) *Ibid.*, pp. 101-144.

15) *Ibid.*, pp. 32-48.

16) 拙稿「賃金基金説の系譜について(10)」本誌第37巻第1号(1987年6月), pp. 102 (102)-138 (138), の第XXXVIII節, pp. 113 (113)-125 (125), を見よ。

17) Smith, *op. cit.*, pp. 24-31.

18) *Ibid.*, p. 30.

19) *Ibid.*, pp. 145-257.

20) *Ibid.*, pp. 177-241.

21) *Ibid.*, pp. 269-312.

22) *Ibid.*, pp. 332-339.

23) *Ibid.*, pp. 49-56.

24) 上掲拙稿「賃金基金説の系譜について(10)」の第XXXIX節, pp. 126 (126)-137 (137)を見よ。

第VII章「商品の自然価格と市場価格について」に付随させて、われわれは第II部「《商業的社会》における諸商品の市場価格の決定と、その動態の分析」を『国富論』の第I編の中に立ててみたのであるから、その第II部の中に、サイモンの言う「合理主義」がどのような仕方で含蓄されているかは、もっぱら第VII章の議論を吟味することによって答えられてよいのである。

スミスがその第VII章で、諸商品の市場における価格決定の機序とその動態を分析するに当って設定した機軸的な概念は「諸商品の自然価格」(the natural price of commodities)であった²⁵⁾。それは第VII章の冒頭の四つのパラグラフを用いて次のように定義されている。

(1) 「あらゆる社会もしくは近隣地域には、労働とストックのさまざまなあらゆる雇用において賃金と利潤の通常率ないし平均率(an ordinary or average rate both of wages and profit in every different employment of labour and stock)が存在する。このような率は、やがて示すように、一つには、その社会の全般的な事情によって、すなわち、その社会が富んでいるか貧しいか、その状態が進歩しつつあるのか、停滞しているのか、あるいは、衰退しつつあるのかによって、また一つには、それぞれの雇用に特有の性質によって、自然的に規制される(This rate is naturally regulated, …, partly by the general circumstances of the society, their riches or poverty, their advancing, stationary, or declining conditions; and partly by the particular nature of each employment.) のである。

(2) 「同様にして、あらゆる社会もしくは近隣地域には、地代の通常率ないし平均率(an ordinary or average rate of rent)が存在するが、それもまた、やがて示すように、一つには、その土地が位置する社会もしくは近隣地域の全

般的な事情によって、また一つには、その土地の自然のままの、あるいは、改良を加えられた肥沃度によって (by the natural or improved fertility of the land) 規制される。

(3) 「これらの通常率ないし平均率は、それらが通り相場となっている時期と場所において、賃金、利潤、および地代の自然率(the natural rates of wages, profit, and rent, at the time and place in which they commonly prevail) と呼ぶことができよう。

(4) 「いかなる商品であれ、その価格が、それを生産し、仕上げをほどこし、そうして、市場に出荷するさいに雇用される土地の地代、労働の賃金、およびストックの利潤を、それらの自然率に従って支払うのに過不足のないものであるとき(When the price of any commodity is neither more no less than what is sufficient to pay the rent of the land, the wages of the labour, and the profits of the stock employed in raising, preparing, and bringing it to market, according to their natural rates,)、その商品はその自然価格と呼ぶことのできる価格で売られている (the commodity is then sold for what may be called its natural price) のである。」²⁶⁾

このように、パラグラフ(4)において、「任意の商品の自然価格」(the natural price of any commodity)の定義を与えるに先立って、スミスは「賃金、利潤、および地代の自然率」(the natural rates of wages, profits, and rent)を定義しているけれども、そのさい、まず、賃金と利潤の自然率をパラグラフ(1)でまとめて定義しているのに対して、地代の自然率の定義はパラグラフ(2)に分離した形で述べられていることに注目しよう。価格の構成部分の三つの範疇は、それ以後も一貫して保持されて、たとえば、『国富論』の第I編についてわれわれが立てた第三部「《商業的社会》において商品の自然価格

25) 拙稿「賃金基金説の系譜について(8)」本誌第36巻第3号(1986年12月), pp. 137 (357)-170 (390), の第XXV節, pp. 146 (366)-155 (375)を見よ。

26) Smith, *op. cit.*, p. 57.

第三部「《商業的社会》において商品の自然価格を構成する賃金、利潤、および地代を規制するところの諸事情について」に含まれる諸章の配列を見ると、まず第八章「労働の賃金について」(Of the Wages of Labour)²⁷⁾と第十一章「ストックの利潤について」(Of the Profits of Stock)²⁸⁾の二つの章に続いて直ちに地代の議論に進むのではなくて、第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」というかなり長い議論を挟んだ後に、はじめて第XI章「土地の賃賃料について」の議論に入るのである。

賃金と利潤の扱いと、地代の扱いがこのように区別されることの意味は別の機会に問うことにして、今は上掲のパラグラフ(4)で定義されている自然価格の含蓄について、スミスが次のように補足している点に目を向けることにしよう。

(5) 「そのとき、この商品は、まさしくそれに値するところのものと引き換えに(for what it is worth),あるいは、それを市場に出荷する人が実質的に犠牲にしているところのものと引き換えに(for what it really costs the person who brings it to market)売られているのである。というのは、日常用語で商品の原価(the prime cost)と呼ばれるところのものは、それを再度売らなくてはならない人の利潤を含んではいないけれども、しかし、もしも彼がその近隣地域における通常利潤(the ordinary rate of profit)を見込んでいない価格でそれを売るならば、彼がこの業種で損失を蒙ることは明白であるからである。そうして、彼はそのストックを別の業種で雇用していたとするなら、それだけの利潤を取得することができていたかもしれないのである。それに加えて、彼の利潤は彼の収入、すなわち、彼が生計を立てるための本来的な基金(the proper fund of his subsistence)

でもある。彼がその商品を整え、そうして、それを市場に出荷するまでの間(while he is preparing and bringing the goods to market),彼は彼の労働者たちに彼らの賃金、あるいは彼らの生計費を前払いしている(he advances to his workmen their wages, or their subsistence)のであるが、ちょうどそれと同じように、彼は自分自身に対しても彼の生計費を前払いしている(so he advances to himself, in the same manner, his own subsistence)のであり、そうして、その生計費は一般的に彼の商品の販売から穏当に期待することのできる利潤に相応のものになる(which is generally suitable to the profit which he may reasonably expect from the sale of his goods)のである。それゆえに、もしもそれらの商品が彼にこのような利潤をもたらさないとするならば、それらは彼が実質的に犠牲にしたと言うことがきわめて妥当であるところのものを償うことがないであろう(they do not repay him what they may very properly be said to have really cost him.)」²⁹⁾

(6) 「それゆえに、彼にこのような利潤を残す価格は、彼の商品を仲買人が時として売ることがあるかもしれないような最低価格であるというわけでは必ずしもないけれども(Though the price, …… which leaves him this profit, is not always the lowest at which a dealer may sometimes sell his goods),彼がそれらの商品を中心に長い期間にわたって、そうして、すくなくとも、完全な自由がある場合、あるいは、彼が好むままに業種を転換することのできる場合に、売り続ける見込みのある最低価格である(it is the lowest at which he is likely to sell them for any considerable time; at least where there is perfect liberty, or where he may change his trade as often as he pleases.)」³⁰⁾

27) *Ibid.*, pp. 66-88.

28) *Ibid.*, pp. 89-100.

29) *Ibid.*, pp. 57-58.

30) *Ibid.*, p. 58.

これら二つのパラグラフにおけるスミスの陳述に対して、われわれはすでに注釈を加えたことがあるが、その注釈はわれわれの当面の議論の文脈においてもきわめて適切であると考えられるので、以下に再掲することにした。

「パラグラフ(5)で用いられている《原価》

(prime cost) という日常用語は、後にアルフレッド・マーシャルが彼の費用分析の術語として借用することになり、その場合には《主要費用》という訳語が定着しているようであるが、それは今日、直接費(direct cost)と呼ばれるものを意味し、利潤を含まない。それに対して、自然価格はある種の利潤部分を含み、そうして、その利潤は実質費用(real cost)としての、すなわち《それを市場に出荷する人が実質的に犠牲にしているところのもの》に対する支払いとしての性質を有すると、スミスは述べている。その理由は、一つには、もしも彼がそのストックを別の事業で雇用していたとするならば、その地域における利潤の自然率に應ずる利潤をあげることができたであろうにもかかわらず、彼はこの商品を市場に出す事業にたずさわることによって、その機会を犠牲にしているからであるというのである。すなわち、今日の言葉でいえば、それは彼の資本の機会費用(opportunity cost)としての性格を有するものである。そうして、いま一つの理由は、それは彼が前払いした彼自身の生計費に対する払い戻しとしての性格を有することにも求められる。このような二重の意味において実質費用と看做される利潤部分を含むがゆえに、自然価格はその商品を市場に出荷する人が実質的に犠牲にしているものに対する支払い、すなわち実質費用と言うことができる。

「パラグラフ(6)では、このような性質を有する自然価格の水準が、考察される問題に固有の時間的射程の長さ、すなわち、マーシャルのいわゆる時間要素(the element of time)³¹⁾

に依存することが指摘されている。自然価格は、その商品を出荷する人がかなり長期にわたってそれを売り続けると思われるところの最低価格であり、その期間の長さは、もしもその事業よりも有利な事業が別にあるならば、彼が前者から資本を引き揚げて後者に再投資することが完全に自由にできるのに必要な長さでなくてはならない。こうして、スミスの自然価格は後のマーシャルの用語で言えば、長期正常供給価格に対応するものである。じっさい、『国富論』の第I編第七章についてわれわれが作成した目次の§1《自然価格の定義》を構成する諸パラグラフを読んだうえで、マーシャルの『経済学原理』の第V編第III章《正常な需要と供給の均衡》³²⁾を読むとき、人はマーシャルがスミスの議論をいかに忠実に、そして、いかに巧妙に発展させているかを知って、強い印象を受けないですますことはできないであろう。³³⁾

話がやや先走るきらいがあるけれども、スミスとマーシャルとの間に見られる観念の継承関係についても一言付け加えるならば、マーシャル夫妻の共著『勤労の経済学』³⁴⁾において、従前の《賃金基金》(the wages-fund)の概念を拡張して《賃金および利潤基金》(the wages-and-profit fund)³⁵⁾という概念が導入されている点は、スミスが上掲のパラグラフ(5)において、ある

(variorum) edition (London: Macmillan and Co., 1961), Vol. I, p. 347.

32) *Ibid.*, pp. 337-350.

33) 前出拙稿「賃金基金説の系譜について(8)」本誌第36巻第3号, p. 149 (369).

34) Alfred Marshall and Mary Paley Marshall, *The Economics of Industry* (London: Macmillan and Co., 1978). この書物の題名は、従来、「産業経済学」と訳されてきているけれども、本稿では『勤労の経済学』とする。その理由は、拙稿「マーシャルの人間像の一側面——『勤労の経済学』第3版の存在の意義」、稲村勲・川久保晃志共編『経済学の伝統と現在』(ミネルヴァ書房、近刊)所収、に述べられている。

35) Book II Normal Value, Chapter VI Distribution, of Alfred and Mary Paley Marshall, *ibid.*, pp. 94-100, とりわけ, p. 95 を見よ。

31) Alfred Marshall, *Principles of Economics*, 9th

商品を市場に出荷する事業を営んでいる企業家の利潤は「彼の生計のための本来的な基金」(the proper fund of subsistence)であると述べている点につながるであろう。

さて、話を本題に戻すと、上掲のパラグラフ(5)と(6)におけるスミスの陳述は、任意の商品の市場に供給者として現われる人間の背後に、サイモンのいわゆる「合理主義」が伏在することを十分に示唆している。たとえば、このような供給者の保有するストックについて、「完全な自由がある場合、あるいは、彼が好むままにその業種を転換することのできる場合」(where there is perfect liberty, or where he may change his trade as often as he pleases)³⁶⁾には、第X章のパラグラフ(2)に述べられている《有利性均等の原理》が成立すると考えることができるからである。すなわち「……ストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体は、同じ近隣地域の中で、それぞれ完全に等しくなっているか、あるいは、絶えず均等化する傾向があるにちがない」(The whole of the advantages and disadvantages of the different employments of …… stock must, in the same neighbourhood, be either perfectly equal or continually tending to equality.)³⁷⁾という命題が第七章「商品の自然価格と市場価格について」のパラグラフ(5)と(6)の陳述には含蓄されていると受け取ることができるのである。この命題は、同じ近隣地域の中のすべてのストックの保有者に対して述べられているのではあるけれども、いま、そのうちの1人について見るならば、次のような数学的モデルとして定式化することができよう。

まず、その近隣地域で自然的状態が成立しているものと想定し、任意に1人のストックの保有者をとって、彼の保有するさまざまな財貨の集合としてのストックを購入することのできる

貨幣額をCとする。貨幣の購買力が不変であるという条件のもとで、われわれはこのCを彼の資本(capital)と呼ぶ。彼がストックを同じ近隣地域内で雇用することのできる諸業種は一般にn種あるとすることができる。しかしながら、《有利性均等の原理》に単純な数学的形式を与えようとするわれわれにとっては、二つの業種の存在を想定するだけで十分であるから、以下では、彼のストックの雇用の場をAとBの二つに限定して考える。Aにおいて雇用されるストックの貨幣価値額を C_A とすれば、Bにおいて雇用されるストックのそれ C_B は

$$C_B = C - C_A \dots\dots\dots (1)$$

でなければならない。

次に、「ストックの各雇用の非貨幣的な有利性ないし不利性」(the non-pecuniary advantages or disadvantages of each employment of stock)が、一般に、それぞれの雇用の場で異なりうるものと想定するならば、《有利性均等の原理》の意味するところに従って、各業種におけるストックの利潤率はそれぞれに異なりうるから、それらを r_A および r_B と区別して表示することにしよう。いま、二つの雇用の場からあがる利潤の総額をPという記号で表わすと、

$$P = r_A C_A + r_B C_B \dots\dots\dots (2)$$

が成立する。二つの利潤率の格差を考えるにあたって、

$$r_A \geq r_B$$

と仮定しても、われわれの議論が一般性を失うことはない。(2)式に(1)式を代入すれば、

$$P = (r_A - r_B) C_A + r_B C \dots\dots\dots (3)$$

が得られる。

さて、ボールディングが提示したような方程式の形で《有利性均等の原理》を表現するためには、「貨幣的な有利性」と「非貨幣的な有利性ないし不利性」を共通の尺度で評価することが可

36) Smith, op. cit., p. 58.

37) Ibid., p. 101.

能であるという前提に立つのが便利である。スミス自身はこのような前提に直接に関与していないとは、すでにわれわれの指摘したところであるが³⁸⁾、ここではスミスの立場を少し離れて、次のような効用関数の存在を仮定してみよう。

$$U = g(C_A, C_B, P) \dots\dots\dots (4)$$

この関数 g の C_A にかんする偏微係数 $\frac{\partial g}{\partial C_A}$ は、雇用の場 A で C_A に対応するストックを雇用することに伴うところの非貨幣的な有利性ないし不利性の指標にかかわる限界効用度 (the degree of marginal utility) である。ちなみに、ここでわれわれがその偏微係数を限界効用度と呼ぶのは、それが限界効用そのものとはディメンジョンの異なる概念であることを明示しておきたいからである。 C_A の任意の点における無限小の変化分 dC_A について $\frac{\partial g}{\partial C_A} \cdot dC_A$ とするとき、この値を dC_A の限界効用と呼ぶことにする。この意味での限界効用度と限界効用の関係は、統計学における確率密度 (the density of probability) と確率の両概念の関係と同種のものである。

同様に、関数 g の C_B にかんする偏微係数 $\frac{\partial g}{\partial C_B}$ は雇用の場 B において C_B に対応するストックを雇用することに伴うところの非貨幣的な有利性ないし不利性の指標にかかわる限界効用度である。

最後に、この関数 g の P にかんする偏微係数 $\frac{\partial g}{\partial P}$ は総資本 C に対応するストックを二つの雇用の場 A と B で雇用することから生じる貨幣的な有利性の指標にかかわる限界効用度である。関数 g の中での独立変数 P の位置づけの仕方は、貨幣的な有利性の評価にあたり利潤の総額だけが問題になるだけであって、それがどの雇用の場からもたらされるかは直接には問われないことを示している。

いま、この個人の保有する総資本 C の大きさを所与と想定し、そうして、方程式(1)と(3)

を考慮するならば、方程式(4)で与えられる効用指標 U の値は、もっぱら変数 C_A の値に依存して定まることが容易に了解されるであろう。そこで、 U と C_A との間の1次の微分商を作ると、

$$\frac{dU}{dC_A} = \frac{\partial g}{\partial C_A} - \frac{\partial g}{\partial C_B} + (r_A - r_B) \frac{\partial g}{\partial P}$$

が得られる。

さらに、2次の微分商を作ると、

$$\begin{aligned} \frac{d^2U}{dC_A^2} = & (r_A - r_B) \left\{ \frac{\partial^2 g}{\partial C_A^2} - \frac{\partial^2 g}{\partial C_A \partial C_B} \right. \\ & + \frac{\partial^2 g}{\partial P \partial C_A} - \frac{\partial^2 g}{\partial P \partial C_B} \\ & \left. + (r_A - r_B) \frac{\partial^2 g}{\partial P^2} \right\} \end{aligned}$$

が得られる。

効用極大のための第2次の条件は、この2次の微分商が負の値をとることであり、そうして、そのような条件がきわめて容易に満足させられると考えられることについては、すでに述べたことがあるので、ここでそれをくり返し説明することはしない³⁹⁾。

効用極大の第1次の条件は上掲の1次の微分商の値がゼロになることである。その方程式を書き直すと、

$$\frac{\partial g}{\partial C_A} + \frac{\partial g}{\partial P} r_A = \frac{\partial g}{\partial C_B} + \frac{\partial g}{\partial P} r_B \dots (5)$$

が得られる。

われわれはこの方程式をボールディングの方程式⁴⁰⁾

$$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{c} \text{Aの非貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{Aの貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] \\ & = \left[\begin{array}{c} \text{Bの非貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{Bの貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] \end{aligned}$$

に重ね合わせて、その両辺の第1項を、それぞれ C_A と C_B に対応するストックを雇用することに伴う非貨幣的な有利性ないし不利性を表わ

38) 拙稿「賃金基金説の系譜について(14)」本誌第38巻第1号(1988年6月)、p. 130(130)を見よ。

39) 同上拙稿、p. 132(132)を見よ。

40) Kenneth E. Boulding, *Economic Analysis*, 3rd ed. (London: Hamish Hamilton, 1955), pp. 168-181.

す指標と看做するのである。そうして、その両辺の第2項は、それらのストックをそれぞれ雇用の場合AとBで雇用することから生じる貨幣的有利性を表わす指標と解釈されるであろう。このような解釈に立つならば、それぞれの雇用の場に伴う非貨幣的な有利性は、 C_A ないし C_B の限界効用度という表現形式を与えられる。また、それぞれのストックの雇用から生じる貨幣的有利性は、総利潤 P の限界効用度にそれぞれのストックの利潤率 r_A もしくは r_B という百分比を乗じて作られる指標として表現されるのである。

ストックの雇用にかんする《有利性均等の原理》の方程式(5)の形式から類推によって、労働の雇用にかんする《有利性均等の原理》の方程式(6)を次のように導き出すことができる。

$$\frac{\partial f}{\partial L_A} + \frac{\partial f}{\partial W} w_A = \frac{\partial f}{\partial L_B} + \frac{\partial f}{\partial W} w_B \cdots (6)$$

ここで、労働の雇用にかかわる有利性ないし不利性の総合的な評価のための効用指標 V を規制する効用関数は

$$V = f(L_A, L_B, W)$$

であり、その個人が二つの雇用の場合AとBから受け取る賃金総額 W は

$$W = w_A L_A + w_B L_B$$

で表わされる。そうして、われわれは自然的状態が成立しているという想定に立っているのであるから、貨幣の購買力は一定で、賃金総額 W には一定の賃金財のバスケットが対応していると考えてよい。それゆえ、賃金総額 W の効用とは、つまるところ W で支配することのできる賃金財の効用にほかならない。雇用の場合AとBにおける労働の雇用量 L_A と L_B は、いずれも労働時間数で表示される変数であり、それらに対して支払われる賃金率 w_A と w_B は単位時間当たりの賃金として支払われる貨幣額であると同時に、それぞれ一定の賃金財のバスケットに結びついているわけである。

二つの方程式(5)と(6)の背後に想定されて

いる人間は、使用者と労働者の役割をそれぞれに演じているのであるが、その人間が同一人物であるか、あるいは、二人の別人であるかによって、《有利性均等の原理》の定式化は異なるのではないかと問うことができるかもしれない。また、それが仮りに同一人物であるとしたとしても、使用者としての行動と労働者としての行動が緊密に関連しているか、あるいは、相互に独立なものとして分離できるかで、定式化の方向は異なりうるであろう。しかしながら、そのような方向に議論を進めることは、われわれの目的とするところではない。われわれの目的は、以下でスミスの『国富論』の第I編第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の第I節「雇用それ自体の性質から生じる不均等」(PART I. Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves)⁴¹⁾の議論をもう一度辿り直すさいの簡便な座標を設定することである。それゆえ、われわれは、議論の単純化を計って、ストックの雇用にかかわる意思決定と労働の雇用にかかわる意思決定の機序が分離可能であると想定し、前者の構成要素である効用関数には g を、そうして、後者のそれには f を、それぞれ独立に設定するのである。

さらに、ストックの雇用にかかわる意思決定の側から定義される雇用の場合と、そうして、労働の雇用にかかわる意思決定の側から定義される雇用の場合、つねに同一の場になるという保証は一般的には、ありえないから、方程式(6)における雇用の場合AとBを、方程式(5)における雇用の場合AとBから区別するべきであるという考え方も成り立ちうる。しかしながら、われわれの当面の目的に照らして、そのような区別が重大な結果につながる見込みはないと思われるので、記号の節約のために、あえてこのような区別をつけないことにしているのである。

さて、上掲の方程式(6)と(5)は、スミスが

41) Smith, *op. cit.*, pp. 102-119.

『国富論』の第I編第X章のパラグラフ(1)の劈頭に掲げている、

「労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体は、同じ近隣地域の中で、完全に等しくなっている……のなくてはならない」

(The whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock must, in the same neighbourhood, be …… perfectly equal ……)⁴²⁾

という命題の二つの局面に対して、それぞれ一つの数学的表現を与えるものと受け取られてよいであろう。

スミスは、その第X章の第I節の中にわれわれが設定したセクション、

§1. 「《完全な自由のある社会》を前提して、すなわち、雇用の有利性と不利性の全体が完全に均等化していることを前提して、金銭上の取得分を補償し、あるいは相殺するところの雇用それ自体の性質を五つの範疇に分けて論じること。パラグラフ(4)から(41)まで」⁴³⁾

において、労働の雇用にかんする《有利性均等の原理》にかかわる非貨幣的有利性ないし不利性、あるいは、方程式(6)の両辺の第1項に、差違を生じさせるところの諸事情を

(a) 「それらの雇用自体の居心地の良さ、あるいは悪さ」(the agreeableness or disagreeableness of the employments themselves),

(b) 「その業務を習得することの容易さと安価さ、あるいは、その困難さと経費」(the easiness and cheapness, or the difficulty and expence of learning them),

(c) 「それらの雇用の恒常性あるいは非恒常性」(the constancy or inconstancy of employment in them),

(d) 「それらの業務を行なう人々にかける

れなくてはならない信任の大小」(the small or great trust which must be reposed in those who exercise them), および

(e) 「それらにおける成功の確率の高低」(the probability or improbability of success in them)⁴⁴⁾

の五項目に分けて論じていたのであった。そうして、それらの議論は主として労働の賃金の間に生じる《補償的格差》(“compensating differentials”)の諸原因を論じる形で進められるのに対して、ストックの利潤における《補償的格差》への言及は、その議論の末尾で次のように補足的になされているのであった。

(37) 「それゆえ、労働の賃金を異なるものにさせるところの五つの事情のうちの二つだけがストックの利潤に影響を及ぼすのである。すなわち、その業務の居心地の良さ、あるいは悪さ(the agreeableness or disagreeableness of the business)と、その業務に伴なうリスク、ないし安全性(the risk or security with which it is attended)の二つがそれである。居心地の良さ、あるいは悪さの点では、ストックのさまざまな雇用の圧倒的に大きな部分に格差が生じることは、ほとんど、あるいは、まったくない。しかし、労働の雇用には大幅な格差が生じるのである。そうして、ストックの通常利潤はリスクが高くなるとともに高くなるけれども、かならずしも、それに比例して高くなるとは思わない。以上述べたすべてのことから次の結論が引き出されるであろう。すなわち、同じ社会あるいは同じ近隣地域において、ストックのさまざまな雇用の平均的にして、かつ通常の利潤率は、さまざまな種類の労働の金銭的賃金に比べると、一つの水準により近く集中することになるであろう(that, in the same society or neighbourhood, the average and ordinary rates of profit in the different employments of stock should be more nearly upon a level than the pecuni-

42) *Ibid.*, p. 101.

43) *Ibid.*, pp. 102-115. このセクションの内容目次は、前掲拙稿「賃金基金説の系譜について(14)」本誌第38巻第1号のpp. 135(135)-142(142)に提示されている。

44) Smith, *ibid.*, p. 102.

ary wages of the different sorts of labour.)
と。したがって、それらはそのようになるのである。普通労働の稼得分と繁昌している弁護士ないし医師の稼得分との間の格差は、明らかに、二つの異なるどのような業種の通常利潤の間の格差よりもはるかに大きい。他方、異なる業種の利潤の外見上の格差は、一般的にいて、賃金と看做されるべきところのものが、利潤と看做されるべきところのものから、かならずしも区別されていないことから生じる錯覚なのである。」⁴⁵⁾

スミスのこのような議論の骨格を、われわれの方程式(5)と(6)に照らして定式化すると次のようになるであろう。まず、二つの異なるストックの利潤率の格差の相対的な大きさを表わす指標として

$$\frac{2(r_A - r_B)}{r_A + r_B}$$

を、そうして、二つの異なる種類の労働の賃金率の格差の相対的な大きさを表わす指標として

$$\frac{2(w_A - w_B)}{w_A + w_B}$$

を用いると、利潤率の格差のほうが賃金率のそれよりも小さいというスミスの命題は、次の不等式で表現できる。

$$\frac{r_A - r_B}{r_A + r_B} < \frac{w_A - w_B}{w_A + w_B} \dots\dots\dots (7)$$

われわれの方程式(5)を用いれば

$$r_A - r_B = \frac{\frac{\partial g}{\partial C_B} - \frac{\partial g}{\partial C_A}}{\frac{\partial g}{\partial P}},$$

$$r_A + r_B = \frac{\frac{\partial g}{\partial C_B} - \frac{\partial g}{\partial C_A}}{\frac{\partial g}{\partial P}} + 2r_B$$

であるから、

$$\frac{r_A - r_B}{r_A + r_B} = \frac{1}{1 + \frac{2r_B \frac{\partial g}{\partial P}}{\frac{\partial g}{\partial C_B} - \frac{\partial g}{\partial C_A}}}$$

が得られる。

同様にして、方程式(6)から

$$\frac{w_A - w_B}{w_A + w_B} = \frac{1}{2w_B \frac{\partial f}{\partial W} + 1 + \frac{\frac{\partial f}{\partial L_B} - \frac{\partial f}{\partial L_A}}{\frac{\partial f}{\partial W}}}$$

が導かれる。

それゆえ不等式(7)で表現されている条件は次の不等式(8)の表現する条件と同値である。

$$\frac{\frac{\partial g}{\partial C_B} - \frac{\partial g}{\partial C_A}}{r_B \frac{\partial g}{\partial P}} < \frac{\frac{\partial f}{\partial L_B} - \frac{\partial f}{\partial L_A}}{w_B \frac{\partial f}{\partial W}} \dots\dots\dots (8)$$

こうして、不等式(7)によって表現されるところの、利潤率格差よりも賃金率格差のほうが相対的に大きいというスミスの命題は、ストック C_A と C_B の雇用における非貨幣的な有利性ないし不利性の格差

$$\frac{\partial g}{\partial C_B} - \frac{\partial g}{\partial C_A}$$

よりも、労働 L_A と L_B の雇用に伴う非貨幣的な有利性ないし不利性の格差

$$\frac{\partial f}{\partial L_B} - \frac{\partial f}{\partial L_A}$$

のほうが、不等式(8)で表現されている意味において相対的に大きくなるという諸事情を説明することによって、論証されるのである。たとえば、上掲のスミスのパラグラフ(37)の冒頭に述べられているように、労働の雇用にかんしては非貨幣的な有利性ないし不利性を左右する五種類の諸事情があるのに対して、ストックの雇用にかかわる非貨幣的な有利性ないし不利性については、それらのうちの二種類、すなわち、「その業務の居心地の良さ、あるいは悪さ」(the agreeableness or disagreeableness of the business)と「その業務に伴うリスク、ないし安全性」(the risk or security with which it is attended)だけ、しかも、実質的にはそれらの後者だけであるという指摘は、不等式(8)の両

45) *Ibid.*, p. 113.

辺の分子の部分の値のありようがその不等関係を支えていると主張しているわけである。しかしながら、不等式(8)の不等関係は、その両辺の分子の部分だけによって支えられるのではなく、両辺の分母の値にも依存している。それゆえ、スミスがわれわれの定式化を受け容れていたとするならば、ストック C_B の雇用から生じる貨幣的有利性 $r_B \frac{\partial g}{\partial P}$ が労働 L_B の雇用から生じる貨幣的有利性 $w_B \frac{\partial f}{\partial W}$ に対して、不等式(8)の両辺の分子の部分の効果を相殺しない程度に、大きな値をとるに至る事情を分析的に論証しなくてはならなかったはずである。しかし、『国富論』の第I編第X章の第I節「雇用それ自体の性質から生じる不均等」におけるスミスの分析はそこまでは掘り下げられていない。

さて、上に定式化した企業家および労働者の行動は一種の《極大化行動》であるから、そこには《経済人間》が想定されていることが明らかである。それゆえ、スミスが『国富論』の第I編第七章「商品の自然価格と市場価格について」の、とりわけ、パラグラフ(5)と(6)で述べているところの、商品市場にかかわる人間行動の議論の背後にあるこのような人間像に照らして、「合理主義は……アダム・スミスにおいて……陰伏的である」(rationalism is implicit…… in Adam Smith)⁴⁶⁾ というサイモンの見解は一見して妥当であるかに思われるのである。

しかしながら、上の定式化のために触れたところは、スミスの議論のすべての局面を尽しているとは言えない。われわれは『国富論』の第I編について、われわれの設定した第II部の議論にかかわるかぎり、同じ第I編の第III部に属する第X章の議論の一部分をつまみ喰いしたにすぎないのである。スミスが『国富論』の第I編の中で触れている市場行動のいま一つの局面、すなわち、生産要素市場における行動の局面には、かりに完全な自由の存在を想定したとしても、なお、『有利性均等の原理』を方程式(5)

および(6)のような等式の形で成立させることを妨げる諸事情が存在しうることが、かなり大きな比重をかけて述べられていることを、われわれはすでに見てきたのであった⁴⁷⁾。

そのような諸事情については、『国富論』の第X章第I節の中にわれわれが設定したセクション、

§2「以上の議論の前提になっているところの、雇用の有利性と不利性の全体の均等を保証するためには《完全な自由のある社会》の条件に加えて、以下の三つの条件が必要とされること。パラグラフ(42)から(55)まで」⁴⁸⁾

において説明が与えられているのであった。そこでスミスは次のように述べている。

(42) 「上に述べた五つの事情は、労働の賃金とストックの利潤にかなりの不均等を生じさせるけれども、労働とストックのいずれにせよ、その異なる雇用の、実質上の、あるいは、想像上の有利性と不利性の全体に不均等を生じさせることはない(The five circumstances above mentioned, though they occasion considerable inequalities in the wages of labour and profits of stock, occasion none in the whole of the advantages and disadvantages, real or imaginary, of the different employments of either.)。それらの諸事情の性質は、一部の雇用における小さい金銭的取得分を補償し、そうして、その他の雇用における大きい金銭的取得分を相殺する類のものである(The nature of these circumstances is such, that they make up for a small pecuniary gain in some, and counter-balance a great one in others.)。

(43) 「しかしながら、このような均等がそ

47) 拙稿「賃金基金説の系譜について(16)」本誌第38巻第3号(1988年12月), pp. 99(393)-143(437)の、とりわけ、第LXIX節以下, pp. 121(415)ff.を見よ。

48) 拙稿「賃金基金説の系譜について(14)」本誌第38巻第1号, pp. 142(142)-144(144)を見よ。§2を構成するスミスの諸パラグラフの原文については、Smith, *op. cit.*, pp. 115-120を見よ。

46) Smith, *op. cit.*, p. 62n.

れらの有利性と不利性の全体について起こりうるためには、最も完全な自由が存在する場合でさえも、三つの事柄が必要な条件になる(In order, however, that this equality may take place in the whole of their advantages or disadvantages, three things are requisite even where there is the most perfect freedom.)。第1に、それらの雇用がその近隣地域において、よく知られているとともに、長い間にわたり確立されているのではなくてはならず(First, the employments must be well known and long established in the neighbourhood.); 第2に、それらの雇用がそれらの通常の状態に、あるいは、それらの自然的状態とも呼ぶべきところのものになっていなければならず(secondly, they must be in their ordinary, or what may be called their natural state.); そうして、第3に、それらの雇用はそれらに従事する人々の唯一の、あるいは、主要な雇用でなくてはならない(and, thirdly, they must be the sole or principal employments of those who occupy them.)のである。⁴⁹⁾

上掲のパラグラフ(42)の文章は、スミスがその章の§1を構成する諸パラグラフで説明してきたところの「賃金の不均等」が、現代の経済学者たちの言うところの《補償的賃金格差》(Compensating Wage Differentials)⁵⁰⁾に相当するものであることを明確に示している。そうして、それに加えて、労働の賃金とストックの利潤の、いわば自然率に見られる不均等を生じさせるところの諸事情は、その《補償的格差》を左右する諸事情だけで尽きるのでは、けっしてないことがパラグラフ(43)で述べられていることに、われわれは注目しなければならない。

まず、

(44) 「第1に、このような均等は、その近隣地域において、よく知られているとともに、長い間にわたって確立しているところの諸雇用においてはじめて起こりうる(First, this equality can take place only in those employments which are well known, and have been long established in the neighbourhood.)のである」⁵¹⁾という事情は、それに続く二つのパラグラフ(45)と(46)で説明されている。

まず、パラグラフ(45)では、「その他のすべての事情が等しい場合には、賃金は一般に、古い業種におけるよりも新しい業種におけるほうが高くなる」(Where all other circumstances are equal, wages are generally higher in new than in old trades.)ことが説明され、その実例として、バーミンガムとシェフィールドにおける金属器製造業で雇用される労働の賃金の間に見られる格差が挙げられているのであった。その実例について、われわれはすでに、かなり立ち入った解説を加えている⁵²⁾。

次に、パラグラフ(46)では、ストックの利潤の不均等をもたらす事情が述べられていて、その不均等は「新しい製造業を、あるいは、新しい商業の分野を、あるいはまた、新しい農業技法を確立することは、つねに一つの投機であり、その企業家はそこから異例の利潤が得られるものと期待する」(The establishment of any new manufacture, of any new branch of commerce, or of any new practice in agriculture, is always a speculation, from which the projector promises himself extraordinary profits.)⁵³⁾ことから生じるのであった。

これらの賃金率あるいは利潤率における不均等は、《有利性均等の原理》あるいは上掲の方程

49) Smith, *ibid.*, p. 116.

50) たとえば, Albert Rees, "Compensating Wage Differentials," in *Essays on Adam Smith*, edited by Andrew S. Skinner and Thomas Wilson (London: Oxford University Press, 1975), pp. 336-349 を見よ.

51) Smith, *op. cit.*, p. 116.

52) 上掲拙稿「賃金の基金説の系譜について(16)」本誌第38巻第3号の第LXX節, pp. 122(416)-126(420)を見よ.

53) Smith, *op. cit.*, p. 116.

式(6)もしくは(5)における均等関係が破れることによって生じるのであるから、《補償的格差》の範疇には入りえないのである。

スミスの議論は進んで、

(47) 「第2に、労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体についてのこのような不均等は、雇用の通常の状態において、あるいは、自然的状態と呼ぶことのできるところのものにおいて、はじめて起こりうる」(Secondly, This equality in the whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock, can take place only in the ordinary, or what may be called the natural state of those employments.)⁵⁴⁾

という事情は、それに続く二つのパラグラフ(48)と(49)で説明されているのであった。それらをここで再度見るにあたって、上のパラグラフ(47)の中で用いられている「雇用の通常の状態」(the ordinary …… state of those employments), あるいは、「雇用の自然的状態と呼ぶことのできるところのもの」(what may be called the natural state of those employments)という言葉によって何が意味されているか、という問いを心の片隅にとどめておくことにしよう。

まず、労働の雇用について、スミスは次のように述べている。

(48) 「ほとんどすべての種類の異なる労働に対する需要は、普通よりも、時として大きく、また時として小さくなる。前者の場合、雇用の有利性は普通の水準よりも高くなり、後者の場合には低くなる。(The demand for almost every different species of labour is sometimes greater and sometimes less than usual. In the one case the advantages of the employment rise above, in the other they fall below the common level.) 農村労働に対する需要は1年のうちの他の大部分の時期よりも、乾草作り

や作物の収穫の時期に大きくなり、そうして、賃金はその需要とともに上昇する。戦時には4万人、あるいは5万人にのぼる船乗りたちが商船勤務から国王に対する奉仕へと強制的に転換させられるので、商船の船乗りたちに対する需要は人手不足に伴って必然的に増大し、そうして、彼らの賃金はこのような時期には1箇月当たりで1ギニーと27シリングとの間から、40シリングと3ポンドとの間にまで上昇するのが普通である。衰退しつつある製造業では、それとは反対に、意外に多くの職人たちが彼らの旧来の業種から離れ去るところか、むしろ、もしも離れ去っていたとしたなら、それらの業種での雇用の性質に見合って支払われるであろうと思われる水準よりも低い賃金に甘んじるものである。(In a decaying manufacture, on the contrary, many workmen, rather than quit their old trade, are contented with smaller wages than would otherwise be suitable to the nature of their employment.)」⁵⁵⁾

要するに、スミスは労働に対する需要の変動がその労働の雇用の状態を「通常の状態」あるいは「自然的状態ということのできるところのもの」から逸脱させると述べているのである。労働に対する需要が普通よりも大きくなっているという「前者の場合、雇用の有利性は普通の水準よりも高くなり」とスミスが述べる時、その「雇用の有利性」(the advantages of the employment)という言葉は、もっぱら貨幣的有利性もしくは賃金を意味しているのであって、非貨幣的有利性はその言葉の意味に含まれていないであろうことは、その文章に続いて述べられている農村労働や商船の船乗りに対する需要の二事例、および、衰退産業における雇用の実態にかんする陳述を見るかぎりにおいて明白である。このことに照らして、労働に対する需要の変動は、主として、その雇用の貨幣的有利性に影響を及ぼすのみであって、その雇用の非貨

54) *Ibid.*, p. 117.

55) *Ibid.*

弊的有利性ないし不利性への影響は無視することができると、スミスは考えていたのであらうと思われる。

いま、乾草作りや作物の収穫に雇用される農村労働を L_A 、そうして、その賃金率を w_A とし、その他の労働の雇用の場を B として、上掲の方程式(6)を読むと、雇用の場 A はそれが主として農繁期のものであるという特性によって、 w_A が「普通の水準よりも高く」なり、それゆえに、その方程式の左辺全部で表わされる雇用 A の有利性と不利性の全体 (the whole of the advantages and disadvantages of employment A) のほうが、その右辺全部で表わされる雇用 B の有利性と不利性の全体よりも大きくなり、不等式

$$\frac{\partial f}{\partial L_A} + \frac{\partial f}{\partial W} w_A > \frac{\partial f}{\partial L_B} + \frac{\partial f}{\partial W} w_B$$

が持続的に成立するのである。

農村労働に対する需要の変動が季節的なものであるのに対して、商船の船乗りに対する需要の変動は偶発的ないし突発的なものであるという相違はあるけれども、新植民地の開拓に伴なうヨーロッパ列強諸国間で戦争が多発する状況の中では、それが船乗りの雇用の特性と看做されるから、上述の方程式(6)を援用する議論は、この場合にも同じように適用することができるであらう。

それら二つの事例に続く第3の事例の「衰退しつつある製造業では、……意外に多くの職人たちが彼らの旧来の業種から離れ去るどころか、むしろ、もしも離れ去っていたとしたなら、それらの業種での雇用の性質に見合って支払われるであらうと思われる水準よりも低い賃金に甘んじる (are contented with) ものである」というスミスの陳述は、彼がこれらの職人たちの行動方式としてサイモンの《知足的行動》(satisficing behavior) に類するものを考えていることを示唆しているように受け取られて興味深いものである。いま、それらの職人たちの雇用の場を B とし、そうして、その他の通常の製造業における雇用の場を A とすると、両者の有利性

と不利性の全体について、上掲の不等式が持続的に成立する状況をスミスは考えていることになる。そうして、そのような不等関係が恒常的に存続するのは、そこに《完全な自由》が存在しないからではなくて、そのような自由があるにもかかわらず職人たちが自主的に「それらの業種での雇用の性質に見合って支払われるであらうと思われる水準よりも低い賃金に甘んじ」て、その雇用の場にとどまるからである。職人たちが「満足している」(are contented with) かぎりにおいて、たとえ《完全な自由》があっても、その雇用の場から労働が流出するわけがなく、雇用の有利性と不利性の全体の不均等はそのまま存続するであらう。もっと高い賃金が他の諸業種で得られるにもかかわらず、それに見合う非貨幣的な有利性の補償なしで低い賃金に甘んじてその業種にとどまるということは、《極大化行動》の原理では十分に説得的な説明を与えることができず、ここに《知足的行動》の原理に期待が寄せられる理由が生まれるのである。

以上の諸事例にかんするスミスの陳述に照らして、「それら(労働とストック)の諸雇用の自然的状態」(the natural state of those employments)⁵⁶⁾ という概念と、「賃金と利潤と……の自然率」(the natural rates of wages, profit, and ……)⁵⁷⁾ という概念との間の関係について考えてみよう。そのためには、『国富論』の第I編第七章「商品の自然価格と市場価格について」の冒頭のパラグラフ(1)に立ち戻って考える必要がある。われわれは、すでに本節の最初の方でそのパラグラフを引用しているが、読者の便を計って、それをここに再掲したい。

(1) 「あらゆる社会もしくは近隣地域には、労働とストックのさまざまなあらゆる雇用において賃金と利潤の通常率ないし平均率が存在する。このような率は、やがて示すように、一つ

56) Ibid.

57) Ibid., p. 57.

には、その社会の全般的な事情によって、すなわち、その社会が富んでいるか貧しいか、その状態が進歩しつつあるのか、停滞しているのか、あるいは、衰退しつつあるのかによって、また一つには、それぞれの雇用に特有の性質によって、自然的に規制されるのである。⁵⁸⁾

この陳述は、賃金と利潤の通常率ないし平均率が「その社会の全般的な事情」(the general circumstances of the society)と「それぞれの雇用に特有の性質」(the particular nature of each employment)という二種類の要因によって、「自然的に規制される」(naturally regulated)という表現形式をとっているけれども、それは、つまるところ、「賃金と利潤の自然率」(the natural rates of wages and profit)がそれら二つの要因によって規制されると述べているのである。ここで「自然的に規制される」ということは、諸個人の行動が社会の制度や慣習などによって作為的な制約を受けることがないという条件のもとで(賃金と利潤が)規制されるということであり、そうして、労働とストックの雇用の場に目を向けると、それは「すべての人々がみずから適当と考える雇用の場を選らび取ることと、そうして、みずから適当と考えるたびごとに、それを変更することとの両方について完全に自由な社会」(a society …… where every man was perfectly free both to chuse what occupation he thought proper, and to change it as often as he thought proper)⁵⁹⁾で成立するということであろう。とすれば、「賃金と利潤の自然率」とは、「完全な自由」(perfect liberty)⁶⁰⁾という条件のもとで成立すると想定される率であるということになる。このような自然率を規制する二つの要因のうちの後者、すなわち「それぞれの雇用に特有の性質」のうち、とりわけ、《有利性均等の原理》を成立させるための必要条件となるものが、『国富論』の第I編第X章第

I節の§2で論じられているのであった。すなわち、そのセクションの「まえがき」に相当するパラグラフ(43)に、「このような均等がそれらの有利性と不利性の全体について起こりうるためには、最も完全な自由が存在する場合でさえも、三つの事柄が必要な条件になる」⁶¹⁾と述べられてあり、そうして、われわれはそれらの三つの条件のうちの第2のもの、すなわち、「それらの雇用がそれらの通常の状態に、あるいは、それらの自然的状态(their natural state)とも呼ぶべきところのものに、なっていない限り」という条件について目下論じているところである。それゆえに、「労働とストックの諸雇用の自然的状态」という概念は、《有利性均等の原理》を成立させるための必要条件ではあるけれども、「賃金と利潤の自然率」を成立させるための必要条件ではけっしてない。

じっさい、雇用が通常の状態に、あるいは自然的状态とも呼ぶべきところのものに、なっていない、農繁期の農村労働や戦時の商船の船乗りの賃金が普通よりも高いのも、また、衰退しつつある製造業の職人たちの賃金が普通より低いのも、社会の制度や慣習の作為的な制約の帰結ではなくて、「それぞれの雇用の特有の性質」から生じるのであるから、それらの賃金が「自然的に規制される」賃金率、すなわち「賃金の自然率」によって支払われていることになるのであるけれども、このような賃金率のもとでは、スミスが述べているように、「それらの雇用の有利性と不利性の全体」について「不均等」が持続的に存在しうるのである。そうして、そのような帰結はわれわれの方程式(6)の背後にある《経済人間》の人間像から無理なく導き出すことができない。

以上に述べた問題は、当然、第3の事情についてのスミスの議論にも含まれる。その事情についてスミスはこう述べていたのであった。

(50) 「第3に、労働とストックのさまざま

58) *Ibid.*

59) *Ibid.*, p. 101.

60) *Ibid.*

61) *Ibid.*, p. 116.

な雇用の有利性と不利性の全体についてのこのような均等は、それらの雇用が、それらに従事する人々の唯一の、あるいは、主たる雇用になっているような場合に、はじめて起こりうる (Thirdly, This equality in the whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock, can take place only in such as are the sole or principal employments of those who occupy them.) のである。」

(51) 「ある人が、彼の生計の資を一つの雇用から得ていて、しかも、その雇用が彼の時間の大半を占めることのないとき、彼はその余暇の時間に別の雇用で働こうと欲することがしばしばあるが、そのさい彼は、そのような事情のもとでなかったとしたならば、その雇用の性質に見合うであろうところのものよりも低い賃金で働くことを望む (When a person derives his subsistence from one employment, which does not occupy the greater part of his time; in the intervals of his leisure he is often willing to work at another for less wages than would otherwise suit the nature of the employment.) のである。」⁶²⁾

この第3の事情の事例として、スミスはパラグラフ(52)と(53)で、スコットランドの小屋住み農民 (cotters or cottagers) や、シェットランド諸島の毛糸のストッキングの手編み労働、そして、同じくスコットランドの亜麻糸を紡ぐ労働などを挙げている。そして、彼はその議論を次のように結ぶのである。

(55) 「富裕な国々では、一般に市場が非常に広大になっているので、その結果、いかなる業務のどれをとっても、それはそれに従事する人々の労働とストックの全部を雇用するのに十分である。人々が一つの雇用によって生計を立て、そして、同時に別の雇用からわずかながらもいくらかの有利性を引き出すという事例

(Instances of people's living by one employment, and at the same time deriving some little advantage from another) は、主として、貧しい国々で起こることである。しかしながら、同じ種類の現象と思われる以下の事例は非常に富裕な国の首都にも見出されることである。家賃 (house-rent) がロンドンよりも高い首都はヨーロッパにはないと私は信じるが、しかし、家具付きの下宿部屋 (a furnished apartment) がこれほど安く借りられる首都を私は知らない。下宿 (lodging) は、ロンドンのほうがパリよりもはるかに安いばかりでなく、同じ程度に良い部屋について言うなら、エディンバラよりもはるかに安くなってきているのである。そうして、驚くべきことと思われるかもしれないけれども、家賃が高いことが下宿が安いことの原因になっているのである。ロンドンで家賃が高いことは、たんに、すべての大都市の家賃を高くする諸原因から生じているだけでなく、すなわち、労働が高価であること、一般的に言って遠い所から送られてこなくてはならない建築材料がすべて高くつくこと、そして、なにかんずく、あらゆる地主が独占者の役割を演じ、そして、町の中にたった1エーカーの劣悪な土地について、田舎における100エーカーの最良地よりも高い地代 (a higher rent) を取ることがしばしばであるために、地代 (ground-rent) が高くなるといったことから生じるだけでなく、またそれは、一家の主人なら誰でも、その最上階から最下階まで一軒の家の全部を借り受けなければならなくさせるロンドンの人々の特異な態度と慣行 (the peculiar manners and customs of the people) からも生じているのである。イングランドでは一軒の住宅 (a dwelling-house) とは、同じ屋根の下に含まれるすべてのものを意味するのである。フランスや、スコットランド、そして、ヨーロッパのその他の多くの地方では、それは、しばしば、その中の一層の階以上のものを意味することがない。ロンドンでは、商人は彼の顧客が住んでいるその町のその地域に一軒の家を

62) *Ibid.*, p. 118.

そっくり借り受けなくてはならない。彼の店は地階(the ground-floor)に設置され、そうして、彼と彼の家族は屋根裏部屋(the garret)で寝るのである。そうして、彼はその中間の二つの階(the two middle stories)を下宿人たち(lodgers)に貸すことによって、その家の家賃の支払いの一部に当てようとする。彼は彼の本業によって家族を養おうと考えているのであって、下宿人たちをあてにしているのではない。それに対して、パリやエディンバラでは、下宿業を営む人々は、それ以外に生計を立てる手段を持っていないのが普通であり、そうして、下宿の価格(the price of the lodging)は、その家の家賃(the rent of the house)のみならず、その家族の全生計費(the whole expence of the family)の支払いにも当てられなくてはならないものである。⁶³⁾

ここに再度紹介することになったスミスの陳述が⁶⁴⁾、サイモンの言うような「合理主義」の「陰伏的」な表明と言うよりは、むしろ、彼の言う《知足的行動》に近いものを描き出していることは明白であろう。

CIV

サイモンの『組織管理行動』の第IV章「組織管理行動における合理性」の§0「まえがき」のパラグラフ(3)で言及されている「合理主義」(rationalism)と『国富論』におけるスミスの議論との関係の検討に多くの紙数を割くことになってしまったが、ここでサイモンの第IV章の§1「手段と目的」(Means and Ends)⁶⁵⁾に立ち戻り、そのセクションの「まえおき」になっているパラグラフ(5)を見ることにしよう。

(5) 「事実と価値(Fact and value)は、すでに第III章で注意したように、手段と目的

(means and ends)に関連している。決定の過程(the process of decision)において、所望の目的に到達するのに適切な手段であると考えられるところの選択肢(those alternatives ... which are considered to be appropriate means for reaching desired ends)が選択される。しかしながら、それらの目的自体が、しばしば、より最終的な諸目的のための手段である(instrumental to more final objectives)にすぎない。こうして、われわれは諸目的の系列ないし位階制(a series, or hierarchy, of ends)という概念に到達する。合理性は、この種の手段・目的連鎖の構築(the construction of means-ends chains of this kind)に関係しなくてはならない。⁶⁶⁾

ここに述べられている「手段」(means)と「目的」(ends)という言葉は、サイモンの言う「第3層の問題群」を解明するために彼が構築する「人間の選択ないし意思決定の理論」(a theory of human choice or decision-making)⁶⁷⁾の枠組に関連して用いられる術語であって、不用意に日常用語と同列に扱うならば文脈によっては誤解を生じる怖れがあることを注意しておかなければならない。それに対して、「事実」(fact)と「価値」(value)という言葉は、彼の言う「最下層」あるいは第4層にまで掘り下げられた、より根本的な議論の中で用いられる言葉であって、それらは意思決定の理論の中では機軸的な術語の役割を演じることがないのである。しかしながら、《知足的行動》の意味を究明しようというわれわれの本来の目的に照らして、最深層の問題群にかかわる第III章「意思決定における事実と価値」(Fact and Value in Decision-Making)⁶⁸⁾の中の前半部分の議論は、きわめて重要であると思われるので、ここで第IV章の議論を中断して、以下でそれを見ることにしよう。第III章の全体的な構成は次のようになっている。

63) *Ibid.*, pp. 119-120.

64) 上掲拙稿「賃金基金説の系譜について(16)」本誌第38巻第3号, pp. 121(415)-143(437)を見よ。

65) Simon, *op. cit.*, pp. 62-66.

66) *Ibid.*, p. 62.

67) *Ibid.*, p. xi.

68) *Ibid.*, pp. 45-60.

サイモン『組織管理行動』

第三章 意思決定における事実と価値

内容目次

- § 0 まえがき, パラグラフ(1)と(2), p. 45.
- § 1 事実的意味と倫理的意味の間の区別 (Distinction between Factual and Ethical Meaning), パラグラフ(3)から(26)まで, pp. 45-52.
- 1-0 このセクションのまえおき, パラグラフ(3)から(9)まで, pp. 45-47.
- 1-1 諸決定の評価(The Evaluation of Decisions), パラグラフ(10)から(16)まで, pp. 47-49.
- 1-2 倫理的陳述の混成的性格 (The Mixed Character of Ethical Statements), パラグラフ(17)から(19)まで, pp. 49-50.
- 1-3 決定における判断の役割 (The Role of Judgment in Decision), パラグラフ(20)から(24)まで, pp. 50-51.
- 1-4 私的経営における価値判断 (Value Judgments in Private Management), パラグラフ(25)と(26), pp. 51-52.
- § 2 政策と行政 (Policy and Administration), パラグラフ(27)から(50)まで, pp. 52-60.
- 2-0 このセクションのまえおき, パラグラフ(27)から(30)まで, pp. 52-53.
- 2-1 《政策と行政》という区別の曖昧さ (Vagueness of the "Policy and Administration" Distinction), パラグラフ(31)から(40)まで, pp. 53-56.
- 2-2 立法者と行政者 (Legislator and Administrator), パラグラフ(41)から(46)まで, pp. 56-59.
- 2-3 用語法にかんする注意 (A Note on Terminology), パラグラフ(47)と(48), p. 59.
- § 3 結び (Conclusion), パラグラフ(49)と(50), pp. 59-60.

この章の§ 0「まえがき」を構成する二つのパラグラフには次のように述べられている。

(1) 「第I章においてあらゆる決定は2種類の要素を含んでいることが指摘され, そうして, それらは《事実的》および《価値的》な要素 ("factual" and "value" elements) と呼ばれた。この区別は組織管理 (administration) にとって非常に基本的な区別であることが判る。それは, なによりもまず, 組織管理上の《正しい》決定 (a "correct" administrative decision) という言葉によって何が意味されるかを理解することにつながるのである。第2に, それは行政学の文献 (the literature of administration) の中でしばしば行なわれる, 政策問題 (policy questions) と行政の問題 (questions of administration) との間の区別を明確化する。これらの重要な問題が本章の主要論題とされるであろう。

(2) 「これらの問題に対する答を第一原理 (first principles) に基づかせるためには, 組織管理 (administration) にかんする本書にそれよりも長くさえる哲学的大著を先立てることが必要とされるであろうと思われる。ここで必要な諸概念は哲学の文献の中に求めることができるようにすでになっている。それゆえ, 現代哲学の一つの特定の学派——すなわち, 論理実証主義 (logical positivism) ——によって到達されている諸結論が出发点として受け容れられ, そうして, それらの結論が決定の理論 (the theory of decisions) に対して有する意味が吟味されるであろう。これらの学説を基礎づけている論拠を吟味することに興味のある読者は本章の脚注にそのための文献の指示を見出すであろう。」⁶⁹⁾

上掲のサイモンの陳述について, 注釈を二つ加えておこう。

第1に, この陳述の中で "administration" という語は, サイモンのいわゆる《包括的用語》 (a comprehensive term)⁷⁰⁾ であるという事実

69) *Ibid.*, p. 45.

70) *Ibid.*, p. 31.

目したい。彼は第二章「組織管理理論の若干の問題」の§1のサブセクション1-4-iiiを構成するパラグラフ(32)の中で次のように述べていた。

「何が単一の機能と看做されるべきかは、全面的に、言語と技術に依存する(What is to be considered as a single function depends entirely on language and techniques.)。もしも英語が二つの部分的目的の両方をともに指示する包括的用語(a comprehensive term)を持っているとするならば、これらの二つを合せたものを単一の目的と看做すようになるのは自然の成り行きであるだろう。もしもこのような用語が存在しないとするならば、これら二つの部分的目的は、それぞれ独自に目的となるであろう。」⁷¹⁾

ここでサイモンは《目的》(“purpose”)という語を例にとって、組織管理の諸原則の中に見られる「機軸的用語の曖昧さ」(Ambiguities in Key Terms)⁷²⁾を説明しているのであるが、われわれは彼の指摘に従って、スミスの『国富論』における《自然》(nature)もまた「包括的用語」であることを前稿において論じたのである⁷³⁾。そうして今、われわれはサイモンが第三章において用いる“administration”という語もそうであることを指摘しようとしているのである。

われわれは、かつて、サイモンのこの著書の題名“Administrative Behavior”の訳語を、現在流布している『経営行動』ではなくて、わざわざ『組織管理行動』とする理由を述べたことがある⁷⁴⁾。それは、サイモンの理論が政府の行政組織のみならず、「軍事組織、商業組織、工業組織、および私的営利組織」(military, commercial, and industrial and private nonprofit

organizations)⁷⁵⁾を射程の範囲内に置いていることに由来するのであった。このことは、また、彼の著書の第I章「意思決定と管理組織」の§6「組織の均衡」⁷⁷⁾において、管理組織の「参加者」(participants)の概念を、「営利組織」(a business organization)からの類比によって、「企業家」(entrepreneurs)、「従業員」(employees)、および「顧客」(customers)の三つの範疇で構成することにも顕われている。§6のパラグラフ(55)の文章に付せられている脚注10)で、サイモンは次のように述べている。

「¹⁰⁾ここで、われわれはバーナード(前掲書)に従って、顧客たち(customers)が組織行動体系の中の統合された一部分(an integral part of the system of organization behavior)であることを強く主張する。彼らが《構成員》(“member”)であるか否かということは、格別の重要性の認められない言葉の上の問題(a terminological question)である。原材料の供給者たち(suppliers of materials)が、上述のものに、参加者の第4の範疇(a fourth class of participants)として加えられてよいかもしれない。しかし、彼らはその画面に何ら本質的に新しい要素を加えることがないであろう。」⁷⁸⁾

ここで「バーナード(前掲書)」とあるのは、もちろん、チェスター・バーナード(Chester I. Barnard)の著書『管理職の職能』(*The Functions of the Executive*)であり、そうして、その「管理職」が公式組織一般の管理職を指しているのに対して、その著書を1940年に批判的に論評したメルヴィン・コープランド(Melvin T. Copeland)の論文「一管理職の仕事」(“The Job of an Executive”)の題名が、事実上、「営利組織の管理職の仕事」(the job of the business executive)であったということも、われわれの

71) *Ibid.*

72) *Ibid.*, p. 30.

73) 上掲拙稿「賃金基金説の系譜について(21)」本誌第39巻第4号, p. 220(730)を見よ。

74) 拙稿「賃金基金説の系譜について(18)」本誌第39巻第1号(1989年6月), pp. 109(109)-110(110)を見よ。

75) サイモン『組織管理行動』へのバーナードの「まえがき」(Foreward), in Simon, *op. cit.*, p. xli, から。

76) *Ibid.*

77) *Ibid.*, pp. 16-18.

すでに指摘したところである⁷⁹⁾。

これらの事実に立って、サイモンの用いる「組織管理」(administration)という語の由来を説明すると次のようになるであろう。サイモンが著書『組織管理行動』を携えて登場した舞台は、本来、行政法と政治学の二つの分野の専門家たちによって支配されてきた行政学(public administration)という学際的領域なのであった。行政上の諸組織を一つの種として含む公式組織というより一般的な範疇に属する組織体の管理経営という視点から行政学に一石を投じたパーナードの着想を継承するサイモンは、その著書が、私営利企業を対象とする経営学(business management)の専門家たちによっても注目されるものであることを、十分に意識していたと思われる。このように、サイモンは彼の著書の読者として、すくなくとも、行政法、政治学、および経営学の三つの分野の専門家たちを想定していたわけであるから、彼がその著書の中で“administration”という語を用いるとき、それが、それぞれに置かれた文脈に沿って、時に「行政」を、また時に「経営」を、そうして、しばしば、両者を同時に意味する《包括的用語》(a comprehensive term)として用いられるようになったのは自然の成り行きと言わねばならない。そうして、われわれはそうのように用いられている“administration”に比較的に中立的と思われる「組織管理」の訳語を当てたのである。

ところで、サイモンの第三章のパラグラフ(1)の後半の文章の中に「政策問題」(policy questions)と対立して現われる“questions of administration”は旧来の行政学に固有の概念であることが第三章の後半部分を構成する§2に述べられているところから明らかであるから、われわれはその語句を「組織管理の諸問題」ではなく、「行政の諸問題」と訳したのであり、そうしてまた、“the literature of administration”を「行政学の文献」としたのである。同様に、§2の題

目“Policy and Administration”もまた「政策と組織管理」ではなく、「政策と行政」と訳されることになる。

サイモンの第三章の§2「政策と行政」の議論は、しかしながら、彼の「意思決定の理論」の枠組にとって機軸的な意味を持つ概念「手段と目的」(means and ends)を検討するための予備的考察として第三章における「事実と価値」(fact and value)の扱いを見ておこうという、われわれの当面の関心の所在に照らして、割愛することが許されるであろう。こうして、以下では第三章の§1「事実的意味と倫理的意味との間の区別」のみに検討の範囲を限定する。

さて、第三章の「まえがき」の陳述について注目すべきいま一つの点は、そのパラグラフ(2)において、サイモンの「決定の理論」(the theory of decisions)の拠って立つ哲学的基礎が「論理実証主義」(logical positivism)にあると彼が言明していることである。われわれのより根本的な課題は、サイモンの『組織管理行動』の初版が刊行された1947年から彼の論文「経済学および行動科学における意思決定の理論」⁷⁹⁾が『アメリカン・エコノミック・レビュー』誌に掲載された1959年までに、彼の《知足的行動》の概念がどのような形をとって表現されてきたかを、彼の諸作品の中に辿ることであつた。そうして、その時期が、リチャード・レスターの論文「賃金・雇用問題に対する限界分析の欠点」⁸⁰⁾に端を発し、フリッツ・マハルプの論文「限界分析と経験的研究」⁸¹⁾の応酬を経て、やがてミルトン・

79) H. A. Simon, “Theories of Decision-Making in Economics and Behavioral Science,” *American Economic Review*, Vol. XLIX, No. 3 (June 1959), pp. 253-283.

80) Richard A. Lester, “Shortcomings of Marginal Analysis for Wage-Employment Problems,” *American Economic Review*, Vol. XLVI, No. 1 (March 1956), pp. 63-92.

81) Fritz Machlup, “Marginal Analysis and Empirical Research,” *American Economic Review*, Vol. XXXVI, No. 4, Part 1 (September 1946), pp. 519-554.

フリードマンの論稿「実証経済学の方法」⁸²⁾が限界分析の方法論的基礎を論理実証主義の立場に求めるに至った方法論争の時期と重なり合っていることを、われわれは指摘したのであった⁸³⁾。

そのとき、われわれは次のように述べたのである。

「サイモンは、レスターのような経験的研究 (empirical research) を行う人々と立場を異にして、実証経済学 (positive economics) の方法論に同調しながら、しかも、限界分析を支持する経済学者たちの描く《経済人間》の画像には批判的な立場をとり、彼独自の《知足的行動》の着想に拠って《組織管理人間》の画像を描き出そうと企図しているのであるから、彼の立場は、この時期の経済学の方法論争の流れの中に置いて眺めるとき、いささか微妙なところがあるように思われる」⁸⁴⁾と。われわれのこの陳述は、サイモン自身の言明に直接に拠ることなく行われたのであるが、いまや、われわれはその言明が『組織管理行動』の第Ⅲ章のパラグラフ(2)においてなされていることを知るのである。

CV

サイモンの第Ⅲ章の§0「まえがき」の陳述によって、「手段と目的」の概念と「事実と価値」の概念との相互関係については、その章の前半のセクション§1「事実的意味と倫理的意味との間の区別」を吟味すればよいことがわかった。そのセクションの「まえおき」に相当するサブセクション1-0の前半の諸パラグラフでサイモン

は次のように述べている。

(3) 「事実的命題とは、観察可能な世界と、そうして、それが操作的にはたらく仕方とにかんする陳述である (Factual propositions are statements about the observable world and the way in which it operates.)。原理上、事実的命題は、それらが真であるか、あるいは偽であるか——すなわち、その世界についてそれらが述べていることが現実にかかるか、あるいは起こらないか——を決定すべく試験される可能性がある (In principle, factual propositions may be tested to determine whether they are true or false——whether what they say about the world actually occurs, or whether it does not.)」⁸⁵⁾

(4) 「諸決定は事実的命題以上の何ものである (Decisions are something more than factual propositions.)。確かに、それらは諸事象の未来の状態を描写するもので (descriptive of a future state of affairs) あり、そうして、このような描写は、厳密に経験的な意味において (in a strictly empirical sense)、真か、あるいは偽でありうるが、しかし、決定はそのことに加えて、命令的な属性 (an imperative quality) を有するのである——すなわち、それらの決定は諸事象の未来の一つの状態を別の状態よりも選好するという形で選別し、そうして、その選択された選択肢の方向に行動を指向させる。要するに、決定は事実的内容 (a factual content) のみならず、倫理的内容 (an ethical …… content) を持っているのである。

(5) 「決定が正しい、あるいは、正しくないものでありうるかという問題 (The question of whether decisions can be correct and incorrect) は、そこで、それ自体、《べきである》、《すぐれている》、および《好ましい》といったような倫理的用語が純粋に経験的な意味を持つ

82) Milton Friedman, "The Methodology of Positive Economics," in his *Essays in Positive Economics* (Chicago: The University of Chicago Press, 1953), pp. 3-43.

83) 上掲拙稿「賃金基金説の系譜について(18)」本誌第39巻第1号, pp. 103(103)-104(104), および「賃金基金説の系譜について(19)」本誌第39巻第2号(1989年9月), pp. 108(327)-184(328)を見よ。

84) 同上拙稿「賃金基金説の系譜について(19)」本誌第39巻第2号, p. 184(328)。

85) Simon, *Administrative Behavior*, 2nd ed., pp. 45-46.

か否かという問題 (the question of whether ethical terms like “ought,” “good,” and “preferable” have a purely empirical meaning) に帰着する。倫理的用語は、完全には、事実的用語に還元することができないということ (that ethical terms are not completely reducible to factual terms) がこの研究の根本的な大前提である。本書では、倫理的命題に対するこのような見解の正しさを決定的に論証する企ては行われまいであろう。そのような論証は論理実証主義者やその他の哲学者たちによって十分に行われてきているからである。

(6) 「その議論は、手短かに言えば、次のようになる。ある命題が正しいか否かを決定するためには、それが直接に経験と——すなわち、事実と——比較されなくてはならない (it must be compared directly with experience——with the facts——) か、あるいは、それが、論理的推論によって、他の、経験と比較することのできる命題に結びつけられなくてはならない (or it must lead by logical reasoning to other propositions that can be compared with experience.)。しかし、事実的命題は、いかなる推論の手続によっても、倫理的命題から誘導されることがありえない (factual propositions cannot be derived from ethical ones by any process of reasoning) し、また、倫理的命題は——それが事実 (facts) よりむしろ《当為》 (oughts) を主張するものであるがゆえに——事実と直接に比較することができないのである。それゆえ、倫理的命題の正しさが経験的に、ないしは合理的に試験されうる道はない (there is no way in which the correctness of ethical propositions can be empirically or rationally tested) のである。」⁸⁷⁾

上のパラグラフ(3)でサイモンの言う「事実的命題」(factual propositions)は、事実上、サミュエルソンの言う「操作的に有意義な定理」

(operationally meaningful theorems)⁸⁷⁾と同じものを指していると思われる。サミュエルソンによれば、それは「理想的状態のもとではじめて、論駁が可能であると考えられるところの、経験的データについての仮説」(a hypothesis about empirical data which could conceivably be refuted, if only under ideal conditions)⁸⁸⁾である。サイモンは、言葉を換えて、「原理上、事実的命題は、それらが真であるか、あるいは偽であるか——すなわち、その(観察可能な)世界についてそれらが述べていることが現実起こるか、あるいは起こらないか——を決定すべく試験される可能性がある」と述べているのである。

サミュエルソンは、われわれが上に引用した言葉を、彼の論文集『経済分析の基礎』の方法論上の基調を打ち出している第I章で述べたうえで、その「操作的に有意義な諸定理」の導出を目指す諸章のなかに、第VIII章「厚生経済学」(Welfare Economics)⁸⁹⁾を含めている。彼は厚生経済学の中の「操作的に有意義な定理」となりうる部分を抽出することによって、価値判断の所在をより明確にしようとしているのである。それゆえに、実証経済学(Positive Economics)の諸論題を扱うその他の諸章とともに、第VIII章「厚生経済学」が、「操作的に有意義な定理」という概念を機軸とする論理実証主義的方法論によって、『経済分析の基礎』の中に統合されるのである。

じつさい、サミュエルソンはその章の「新厚生経済学対旧厚生経済学」(New versus Old Welfare Economics)⁹⁰⁾の節の中で次のように述べている。

「実質的な意味において、すべてを含む唯一

87) Paul Anthony Samuelson, *Foundations of Economic Analysis* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1947), p. 3.

88) *Ibid.*, p. 4.

89) *Ibid.*, pp. 203-253.

90) *Ibid.*, pp. 249-252.

86) *Ibid.*, p. 46.

つの厚生経済学 (only one all-inclusive welfare economics) があり、それはバークソンの書いたものの中で最も完全に定式化されているのであるけれども、大まかに言って、生産と交換にかんする諸節の内容を含み、そうして、効用の個人間比較可能性については何の仮定も置かない新厚生経済学 (the New Welfare Economics, which involves roughly the contents of the sections on production and exchange and which makes no assumptions concerning interpersonal comparability of utility) と、そうして、そのような諸仮定を置くことから出発する旧厚生経済学 (the Old Welfare Economics which starts out with such assumptions) とを区別することは可能である。大まかに言って、それはパレートとピグーの間の区別である。われわれの上述の議論から、前者は後者の中に包含されるが、しかし、その逆が成り立たないことは明らかであろう。」

「厳密に言うと、これら二つの観点の間には何の対立もない。しかしながら、《新しい》学説集合の説明者たち (expositors of the “new” set of doctrines) について言えば、たとえばいかなる倫理的諸仮定 (any ethical assumptions) を置くことをも望まないとしても、得られた結果が重要な意味を持つかのように彼らが想像すること、けっしてないことではない。じじつ、このような思い込みは、経済学の本体の中に厚生経済学を容認することができないということにかんするロビンスの權威的な断定を真面目に受け取ってしまっている人なら誰にとっても、ほとんど必然の帰結である (In fact, this belief is almost a necessity for any one who has taken seriously Robbins’ dicta concerning the inadmissibility of welfare economics in the body of economic theory.)。このような考えが幻想であることが、ひとたび理解されるならば、生産と交換の諸条件を個人間比較の諸条件から切り離すことが重要であると信じる必要性は消滅するであろう。それにもかかわらず、

それらの諸条件の意味を個別に取り上げて評価するのは望ましいことであるかもしれない。」⁹¹⁾

サミュエルソンのこの陳述は、かなり屈折した表現形式をとっているので、厚生経済学と実証経済学を二分して対立的に捉えようとする傾向の強い人々にとって誤解される恐れなしとはいえないけれども、注意深く読むならば彼の意味するところは明瞭である。彼は、「実質的な意味において (in a real sense)、すべてを含む唯一つの厚生経済学がある」ということを、それゆえに、それに含まれる部分を切り離して独立のものとして扱うことができないということを、信じているのである。にもかかわらず、彼は彼のいわゆる新厚生経済学と旧厚生経済学とを区別することが「可能である」(possible) と述べている。もちろん、それは「実質的な意味において」可能であるのではない。なぜなら、もしもそうであるとしたならば、上に引用したサミュエルソンの冒頭の陳述と、それは矛盾することになるであろうからである。それでは、それは、いかなる意味において「可能である」のであろうか。それは、説明上の方便として、あるいは、広い意味のレトリックとして「可能である」ということであろう。

サミュエルソンが説明上の方便として用いた作為的概念のなかで最も作為的なものの一つは、

$$W=F(U^1, U^2, \dots)$$

という形の彼のいわゆる「社会的厚生関数」(the Social Welfare Function)⁹²⁾ である。このような関数が想定されるサミュエルソンの社会は、言ってみれば、トマス・モアの「ユートピア」(Utopia)、あるいは、ジョナサン・スウィフトの「リリパット」(Liliput) なのである⁹³⁾。その

91) *Ibid.*, p. 249.

92) *Ibid.*, pp. 219-228.

93) モアの作品『ユートピア』と経済学との結びつきについては、拙稿「トマス・モア『ユートピア』考——現代経済学の思想的源流」、『松山大学論集』第2巻第5号(1991年6月), pp. 307-360 を参照せよ。

社会が「実質的な意味において」(in a real sense) 存在するか否かは問われる必要のない事柄であり、そうして、それが想定される理由は、その作者が何か他の事柄を間接的に論じるための仮代(かりしろ)あるいは方便であるということに尽きるのである。

サミュエルソンは、そのような架空の社会を想定することによって、彼のいわゆる「生産条件」(Production Conditions)⁹⁴⁾と、「純粋交換条件」(Pure Exchange Conditions)⁹⁵⁾と、そうして「個人間最適条件」(Interpersonal Optimal Conditions)⁹⁶⁾という3種類の諸条件を分離して論じる道を拓いたのである。もちろん、これらの諸条件にかかわりを有する人間行動は、「実質的な意味において」は、相互に分ち難く結びついているはずのものである。しかし、こうして分離されてみると、それらのうちの最初の二つは彼の言う「操作的に有意義な諸定理」であり、そうして、最後の条件は価値判断の要素にかかわることなしには論じることのできない性質のものであることが明らかである。サミュエルソンの想定する社会は現実の社会からは遊離しているけれども、現実の社会に接近する過程で大きな教育的価値を有するのである。このように受け取ることが許されるならば、社会的厚生関数を想定するサミュエルソンの立場は、ユートピアやリリパットの社会を論じるモアとスウィフトの立場に強い親近性を有すると言ってよいであろう。とするならば、社会的厚生関数の存在の条件を合理的人間の特性に照らして解明しようと志す数理経済学者の所業は、ユートピアやリリパットの位置を地図の上で確定しようとする狂気の地理学者のそれに似ていないと言えるであろうか。

ところで、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのロビンズ教授の強い影響のもとにあったヒックスやカルドアの提唱する「新厚生経

済学」は、主として、「操作的に有意義な諸定理」と受け取られる「生産条件」と「純粋交換条件」の示すパレート最適性に議論の焦点を合わせて、いま一つの「個人間最適条件」には関与することのない厚生経済学の建設を目指したのである。それはピグーによって代表される「旧厚生経済学」からの脱脚の企てであった。厚生経済学におけるこのような対立的状況を念頭に置いて、サミュエルソンは「大まかに言って、それはパレートとピグーの間の区別である」と述べたのである。彼の「大まかに言って」という言葉の裏には、社会的厚生関数という方便を許容すれば、という意味が付帯しているのである。そうして、彼の方便を用いて分離された「生産条件」と「純粋交換条件」の「操作的に有意義な諸定理」に議論を限定しようとする「新厚生経済学」は、それら二つの条件に加えて「個人間最適条件」に何らかの仕方に関与してきた「旧厚生経済学」の中に包含されているのであるが、「しかし、その逆が成り立たないことは明らか」であると彼は述べていたのであった。

サミュエルソンは、彼の遠回しな言い方によれば、「《新しい》学説集合の説明者たち」(expositors of the “new” set of doctrines)や、「経済学の本体の中に厚生経済学を容認することができないということにかんするロビンズの権威的な断定を真面目に受け取ってしまっている人」

(one who has taken seriously Robbins' dicta concerning the inadmissibility of welfare economics in the body of economic theory), すなわち、ヒックスやカルドアと違って、「厳密に言うところ、これら二つの観点の間には何の対立もない」(Strictly speaking there is no opposition between the two points of view.)⁹⁷⁾という事実を強調する立場に立つのである。「実質的な意味において、すべてを含む唯一の厚生経済学がある」(in a real sense there is only one all-inclusive welfare economics)という事実を

94) Samuelson, *op. cit.*, pp. 230-236.

95) *Ibid.*, pp. 236-243.

96) *Ibid.*, pp. 243-249.

97) *Ibid.*, p. 249.

を認識し、「新厚生経済学」の、より窮極的にはロビンズの見解を「幻想」(a delusion)であるとするサミュエルソンは、「それにもかかわらず、それらの諸条件の意味を個別的に取り上げて評価しておくことは望ましいことであるかもしれない」(Nevertheless, it may be desirable to appraise their significance taken by themselves.)⁹⁸⁾と述べているのであった。彼がそれを「望ましい」とするのは、それらの諸条件が「すべてを含む唯一つの厚生経済学」の中に統合されるべき部分であるからであって、それらの諸条件だけが「経済理論の本体」に許容されるからではないのである。

上に述べたようなサミュエルソンの主張がヒックスやカルドアの立場に対して公正を欠いていないとするならば、同じ「生産条件」と「純粋交換条件」を扱うからと言って、サミュエルソンを「新厚生経済学」の面々と事実上、同一視するのは彼に対して公正を欠く所業であると言わなければならない。そうして、それらの諸条件が、カルドアやヒックスと、サミュエルソンとによって論じられたものであるという理由だけで、それらの数学的表現形式の精緻化に専念して、それらがいかなる経済理論の本体に属するかを顧慮することのない者を、これらの先学と同一視するのは、同じ曲をヴァイオリンで演奏するからと言って、一つのヴィジョンを有する演奏者と、よく訓練されたオランウータンを同一視することに似ている。

さて、上に説明した「操作的に有意味な定理」に対するサミュエルソンの態度が、サイモンの「事実の命題」に対する態度とよく似ていることに、われわれは注目しよう。サイモンは彼の著書の第Ⅲ章の上掲のパラグラフ(4)の冒頭において、管理組織にかかわる「諸決定は事実の命題以上の何ものである」(Decisions are something more than factual propositions.)⁹⁹⁾

と述べているのであった。さらに詳しく言えば、「それら(の諸決定)は諸事象の未来の状態を描写するものであり、そうして、このような描写は、厳密に経験的な意味において、真か、あるいは偽でありうるが、しかし、決定はそのことに加えて、命令的な属性を有する」(they are descriptive of a future state of affairs, and this description can be true or false in a strictly empirical sense; but they possess, in addition, an imperative quality.)¹⁰⁰⁾のであり、「要するに、それらは事実的内容のみならず、倫理的内容をも持っている」(In short, they have an *ethical* as well as a *factual* content.)¹⁰¹⁾のである。すなわち、社会全般の経済諸活動に影響を及ぼす政府の経済政策の諸決定の原理を考察しようとする厚生経済学は、「操作的に有意味な諸定理」のみならず、何らかの価値判断に関与する命題をも含まざるをえないことをサミュエルソンが強く意識しているのと軌を同じくして、サイモンは管理組織内での諸決定が、「事実の命題」のみならず、「倫理的内容」も含まざるをえないことを認めるのである。

以上のことをパラグラフ(4)で要約的に述べたサイモンは、次に管理組織における諸決定を、「正しい」(correct)あるいは「正しくない」(incorrect)ものとして、「客観的に」(objectively)描写することができるかという問題に、少し立ち入った考察を加えるのである。

彼は、まず、パラグラフ(5)において、「諸決定が正しい、あるいは、正しくないものでありうるかという問題」を「《べきである》、《善い》、および《好ましい》といったような倫理的用語が純粋に経験的な意味を持つか否かという問題」(the question of whether etical terms like “ought,” “good,” and “preferable” have a purely empirical meaning)¹⁰²⁾に還元して考え

98) *Ibid.*99) Simon, *op. cit.*, p. 46.100) *Ibid.*101) *Ibid.*102) *Ibid.*

ることを提案する。そうして、後者の問題には、すでに「論理実証主義者やその他の哲学者たち」によって、答が与えられている。すなわち、「倫理的用語は、完全には、事実的用語に還元することができないという」(that ethical terms are not completely reducible to factual terms)¹⁰³⁾ 論理実証主義の結論をサイモンは、その研究の基本的前提として受け容れるのである。

彼はその結論を前提として、それ以上に深く議論を掘り下げることを断念してはいるものの、続くパラグラフ(6)において、哲学者の用いた論理の要領を簡潔に示している。それは三段論法の形式をとって、その論法の大前提は、「ある命題が正しいか否かを決定するためには、それが直接に経験と——すなわち、事実と——比較されなくてはならないか、あるいは、それが、論理的推論によって、他の、経験と比較することのできる命題に結びつけられなくてはならない」(To determine whether a proposition is correct, it must be compared directly with experience—with the facts—or it must lead by logical reasoning to other propositions that can be compared with experience.)¹⁰⁴⁾ という命題である。多少とも精緻化の進んでいる学問領域で問題にされる命題は、多くの場合、「直接に経験と比較されるべき命題ではなくて、「論理的推論によって、他の、経験と比較することのできる命題に結びつけられなくてはならない」命題にならざるをえないであろう。その場合、その命題を「他の、経験と比較することのできる命題」に結びつけるところの「論理的推論」(logical reasoning)はそれ自体でわれわれの知的好奇心を強く惹きつけるところがあり、その結果として、その論理的推論の到着点にある「経験」(experience)に対するわれわれの懐疑はともすると薄れがちになるであろう。しかしながら、この議論の大前提

にある命題の中で最も重要な意味を持つ概念は、その「経験」あるいは「事実」(the facts)なのである。なぜなら、上述の「論理的推論」がそれ自体として、いかに精緻に組み立てられているようにも、あるいは、いかにわれわれの知的好奇心を満足させようとも、その推論が問題の命題を真の「経験」に結びつけるものでないならば、それは何の意味も持たないからである。いかにスピードがあり、いかに持久力に富む魅力あふれるマラソン・ランナーであっても、彼がゴールに向かって走るのではないかぎり、記録という基準に照らして、彼の走行は無意味であるのと、それは同じである。あるマラソン大会のゴールがどこであるかという問題に疑問を差し挟む余地は事実上ありえないであろう。しかしながら、「ある命題が正しいか否かを決定するため」の「論理的推論」の到着点にある「経験」の意味には、なお、大きな疑問の余地が残されているのである。

「経験」はたんなる事実、あるいは、一定の諸事象の集合だけから構成されるものではない。それらの諸事象に対して、ある問題意識の文脈に沿って一定の意味づけが行なわれるとき、それらははじめてわれわれの意識の中に「経験」として浮上してくるのである。それゆえ、サイモンが「経験」と同義語として用いている「事実」(the facts)とは、意味づけられた、あるいは、解釈を伴う事実なのである。そうして、その意味づけ、あるいは解釈には、つねに、明確かつ十全な表現形式を賦与することができるとは限らない。不十分ながらも、いちおう合理的と思われる表現形式が与えられるとき、それは「論理的推論」と名付けられて、「経験」というラッキョウから薄皮のはがれるように分離されるのである。サイモンの言う「経験」とは、まだ分離されていない幾層かの薄皮に包まれたラッキョウのような何ものかである。ここで、まだ分離されていないということは、まだ明確な表現形式が賦与されていないということであり、したがって、「論理的推論」として認められ

103) *Ibid.*104) *Ibid.*

ていないということである。そのような皮膜に包まれた「経験」の核心が何であるのか、あるいは、はたして何らかの核心が存在するのかという問題は、われわれが直観を排し、そうして、合理的な表現形式のみを媒介として理解しようとするかぎり、解決される見込みはありえないであろう。なぜなら、「経験」の核心部分とは、定義によって、合理的な表現形式を賦与することのできない部分にほかならず、われわれには、どの薄皮が最後の皮膜であるかを立証する方法が与えられていないからである。

この意味において、何を「論理的推論」と言い、何を「経験」と言うかは、ラッキョウの皮がどこまでむかれているかということ、すなわち、猿の忍耐力がどの程度のものであるかということに依存するのである。サイモンが、この限りない皮むきの過程に立ち入ることをやめて、「論理的推論」と「経験」という概念を既定のものとして受け容れるところから議論を始めるのは賢明である。

パラグラフ(6)における三段論法の第2の前提はこうである。すなわち、「事実的命題は、いかなる推論の手続きによっても、倫理的命題から誘導されることがありえないし、また、倫理的命題は——それが事実よりもむしろ「当為」を主張するものであるがゆえに——事実と直接に比較することができない」(factual propositions cannot be derived from ethical ones by any process of reasoning, nor can ethical propositions be compared directly with the facts——since they assert “oughts” rather than facts.)¹⁰⁵⁾

この第2の前提では、さきの第1の前提において「事実的命題」に賦与されている特性が、「倫理的命題」に対して否定されている。すなわち、「倫理的命題」は直接に「事実」ないし「経験」と比較することができないだけでなく、また、間接に、すなわち、それを論理的推論によ

って何らかの「事実的命題」に帰着させるという仕方、「事実」ないし「経験」と比較する道も閉ざされていると主張されているのである。第1の前提について、われわれは、「事実的命題」の中に含まれている「論理的推論」の部分よりも、「事実」の部分に重大な問題が潜んでいると思われるにもかかわらず、その点がここでは掘り下げて問われることがないと指摘したのであるが、第2の前提についても事情は同様で、「倫理的命題」に含まれる「当為」(oughts)の部分が何であるかは問題にされることがなく、それを「事実」に結びつける「論理的推論」の不可能なことが主張されるのみである。しかしながら、これら二つの前提をいったん承認するならば、第3段にくる次の結論を否定することはできないであろう。すなわち、

「それゆえ、倫理的命題の正しさが経験的に、ないしは合理的に試験されうる道はない」(Hence, there is no way in which the correctness of ethical propositions can be empirically or rationally tested.)¹⁰⁶⁾と。ここで「経験的に」(empirically)とは、直接に「事実」と比較することによっての意であり、そうして、「合理的に」(rationally)とは、間接に「論理的推論」を介在させることによっての意であろう。

ところで、サイモンは、管理組織における諸決定を論理的命題(logical propositions)と看做すとき、それらがたんなる「事実的命題」ととどまるものではなくて、「命令的性質」(an imperative quality)を有する「倫理的命題」であるという事実を強く意識しているのであった。それゆえ、「諸決定の正しさ」(the correctness of decisions)とは「倫理的命題の正しさ」にほかならない。こうして、パラグラフ(6)の三段論法の結論にあたる命題は、パラグラフ(5)の冒頭に提示されていた「決定が正しい、あるいは、正しくないものでありうるかという問題」(The question of whether decisions can be correct

105) *Ibid.*106) *Ibid.*

and ^{vv} incorrect) を、直接ないしは間接に試験する道は存在しないということを意味するのである。

さて、サイモンは第Ⅲ章の§1「事実の意味と倫理の意味との間の区別」の「まえおき」に相当する議論を次のように締め括っている。

(7) 「このような観点からすると、もしもある文章が、諸事象のある特定の状態は《そうあるべき》であると、あるいは、それは《好ましい》もしくは《望ましい》と言明しているとすれば、その文章は命令的な機能を演じているのであり、そうして、それは真でもなければ偽でもなく、正しくもなければ誤りでもないであろう。(From this viewpoint, if a sentence declares that some particular state of affairs “ought to be,” or that it is “preferable” or “desirable,” then the sentence performs an imperative function, and is neither true nor false, correct nor incorrect.) 諸決定はこの種の価値判断を伴うので、それらはまた正しいものとして、あるいは、正しくないものとして、客観的に記述されることができない。(Since decisions involve valuation of this kind, they too cannot be objectively described as correct or incorrect.)」¹⁰⁷⁾

このパラグラフの最後の文章を文字通りに受け取るならば、「組織管理科学」(an Administrative Science)¹⁰⁸⁾ という学問領域が成立する余地が無くなるかのように思われるかもしれないけれども、その文章の意味するところはそのようなことではない。じっさい、パラグラフ(7)の陳述は、§1のサブセクション1-1「諸決定の評価」(*The Evaluation of Decisions*)の冒頭のパラグラフ(10)に直接につながるのである。そこでサイモンはこう述べる。

(10) 「厳密な意味において、組織管理者の諸決定は科学的手段によって評価されえないこ

と (that, in a strict sense, the administrator's decisions cannot be evaluated by scientific means) をわれわれは知っている。そうすると、組織管理の諸問題には科学的な内容がまったく存在しないのだろうか。(Is there no scientific content, then, to administrative problems?)

答えは否である。あらゆる決定の中に倫理的要素が含まれていると主張することは、諸決定が倫理的要素だけを含むと主張することではない。

(to assert that there is an ethical element involved in every decision is not to assert that decisions involve only ethical elements.)」¹⁰⁹⁾

管理組織における諸決定は、倫理的要素のみならず、「科学的手段によって評価され」(to “be evaluated by scientific means”) うる部分、すなわち、事実的要素にかかわる部分を大量に含んでいるのである。じっさい、サイモンはすでにパラグラフ(4)において、

「それら(諸決定)は諸事象について一つの未来の状態を描写するものであり、そうして、このような描写は、厳密に経験的な意味において、真あるいは偽でありうる」(they are descriptive of a future state of affairs, and this description can be true or false in a strictly empirical sense.)¹¹⁰⁾

と述べていたのであった。それゆえ、科学的手段による「諸決定の評価」が、そのパラグラフの後に続くサブセクション1-1において取り上げられることになるのである。

しかし、サイモンは、その問題を取り上げる前に、パラグラフ(5)で出てくる「善い」(“good”)という倫理的用語(an ethical term)に若干の考察を加えているので、それを見ておくことにしよう。彼は次のように述べている。

(8) 「賢者の石の探索や、円と等面積の正方形の作図法が、哲学者たちのあいだで、純粹に事実的な文章の帰結として倫理的な文章を導

107) *Ibid.*

108) *Ibid.*, p. 248.

109) *Ibid.*, pp. 47-48.

110) *Ibid.*, p. 46.

出する企て (the attempt to derive ethical sentences, as consequences of purely factual ones) 以上に人気のある研究対象となったことは一度もない。現代に比較的近いところで例を挙げると——ベンタムは《善い》(“good”)という語を《幸福に資する》(“conducive to happiness”)ということと同義であると定義し、そうして、《幸福》(“happiness”)を心理学の観点から (in psychological terms) 定義したのである。そうして、彼は諸事象の特定の状態 (particular states of affairs) が幸福に資するものかどうか、したがって、善いものかどうかを考察したのである。もちろん、このような推論の手順に対して論理的な反論を加えることはできない。それがここで棄却される理由は、ベンタムによってこのように定義される《善い》という語が倫理学において《善い》という語に要求される機能——すなわち、一つの選択肢を別の選択肢よりも道徳上選好するということを表現する機能——を遂行することができないという点にある。

(Of course, no logical objection can be raised against this procedure: it is here rejected because the word “good” thus defined by Bentham cannot perform the function required of the word “good” in ethics—that of expressing moral preference for one alternative over another.) このような手順によって、ある環境のもとにあるほうが別の環境のもとにあるよりも人々は幸福であるという結論 (the conclusion that people will be happier under one set of circumstances than under another) を導出することは可能であるかもしれないが、しかし、このことは彼らがより幸福でなくてはならないこと (that they *ought* to be happier) を論証してはいないのである。アリストテレスの定義——すなわち、人間を合理的な動物としての天性により近くするものは彼にとって善いものであるということ (that something is good for man which makes him correspond more closely with his essential nature as a rational

animal) ——は、これと同じ限界を欠点として有している。」

(9) 「こうして、《善い》という語を適当に定義することによって、《事象のこのような状態は善いものである》(“Such a state of affairs is good,”) という形式の文章を作文することが可能になるかもしれない。しかし、このような仕方では定義される《善い》という属性から《事象のこのような状態はそうあるのではなくてはならない》(“Such a state of affairs *ought* to be.”) という命題を演繹することは不可能である。倫理学の任務は命令——すなわち当為の文章——を選別することであり、そうして、《善い》という語が、たんに存在を指示するにすぎないような仕方では定義されているとするならば、この任務は達成されえない。(The task of ethics is to select imperatives——ought-sentences; and this task cannot be accomplished if the term “good” is defined in such a way that it merely designates existents.) それゆえ、本研究においては、《善い》や《なくてはならない》のような言葉は、それらの倫理学上の機能のために残しておき、そうして、それらが純粹に事実的な意味において諸事象の状態を修飾することはないであろう。したがって、諸決定は《善い》ものではありえても、しかし、無限定な意味において《正しい》あるいは《真の》ものではありえないということ (that decisions may be “good,” but they cannot, in an unqualified sense, be “correct,” or “true”) になるのである。」¹¹¹⁾

ここで何度か用いられている《善い》(“good”)という語について、われわれは、すでに目次の形式で要約的に紹介したサイモンの第IV章「組織管理行動における合理性」のパラグラフ(4)の中の「すぐれた組織管理者たち」(good administrators)¹¹²⁾という語句を想起することができるであろう。“good”は倫理学上の語として

111) *Ibid.*, p. 47.

112) 上掲拙稿「賃金基金説の系譜について(21)」本誌第39巻第4号, p. 202(712).

は《善い》と訳すのがよいであろうが、組織管理の議論の中では《すぐれた》とするほうがしっくりすると思われるので、第IV章の議論の中で上の訳語を用いたのである。上掲の第III章のパラグラフ(8)と(9)で用いられている“good”という語が第IV章のパラグラフ(4)ではどのような文章の中に置かれているかを、ここで見ておくことにしよう。本稿の冒頭に掲げてあるように、第IV章の§0「まえがき」を構成する四つのパラグラフの最後のものは次のようになっていた。

(4) 「《すぐれた》組織管理(“good” administration)は、ちょうど《すぐれた》営利事業(“good” business)が利得を実現するべく正確に計算された経済行動(economic behavior accurately calculated to realize gain)であるのと同じように、その諸目的に現実主義的に適合しているところの行動(behavior that is realistically adapted to its end)であるので、組織管理上の諸決定の理論(a theory of administrative decisions)は必然的に選択の合理的諸局面(the rational aspects of choice)に没入する気味があるであろう。本研究の後出の諸章は組織管理行動の現実面(the actualities of administrative behavior)にもっと大きな注意を払うであろう。本章は、営利上の原則や理論にかんする議論が経済的な諸制度や現実の市場行動の記述に対して有するのと同じ関係を、これらの現実的な分析に対して有する(The present chapter bears the same relation to these realistic analyses that a discussion of business principles and theories bears to a description of economic institutions and actual market behaviors;)、すなわち、それは組織管理者たちの決定のありようを描写するのではなくて、どちらかといえば、すぐれた組織管理者がいかに決定を行うかを描き出す(that is, it is not a description of how administrators decide so much as a description of how *good* administrators decide.²⁾のである。」¹¹³⁾

この末尾の文章には脚注2が付せられてあり、そこでサイモンは次のように述べている。

「²⁾本書の付論は組織管理の実践的科学(a practical science of administration)〔すなわち、組織管理者たちが何を《しなくてはならない》かの研究(the study of what administrators “ought”)]と、そうして、組織管理の社会学(a sociology of administration)〔すなわち、組織管理者たちが何を《している》かの研究(the study of what administrators “do”)]との間の区別をもっと詳細に論じている。」¹¹⁴⁾

ここにいう付論(Appendix)は「組織管理科学とは何か」(What is an Administrative Science?)¹¹⁵⁾と題されて、サイモンの『組織管理行動』(第2版)の末尾に付されている一章であり、それは第II章「組織管理理論の若干の問題」および第III章「意思決定における事実と価値」とともに、彼のいわゆる第4層の問題群を扱うものである。そうして、上掲脚注に述べられているところに照らして、第IV章のパラグラフ(4)にいう《すぐれた組織管理者》(*good administrators*)とは、組織管理の実践の中で《当為》(“ought”)とされる基準を与えるところの人間像《組織管理人間》(administrative man)なのである。

ちなみに、その脚注の中でサイモンが述べている「組織管理の実践的科学」と「組織管理の社会学」の二分法を経済学の上に重ね合わせて見ると、サミュエルソンのいわゆる「すべてを含む唯一つの厚生経済学」(only one all-inclusive welfare economics)と「経済行動の社会学」(a sociology of economic behavior)があるのみで、「実証経済学」(positive economics)が独自のものとして位置づけられる余地はないように見える。それゆえ、新厚生経済学を批判するサミュエルソンの立場から実証経済学を振り返ると、その立場はそのまま実証経

113) Simon, *op. cit.*, p. 62.

114) *Ibid.*, p. 62n.

済学の擁護につながることは、必ずしもならないように思われるのである。

CVI

以上でサイモンの第三章の§1「事実の意味と倫理の意味との間の区別」の「まえおき」に相当するサブセクション1-0の紹介を終わり、次にわれわれはサブセクション1-1「諸決定の評価」(*The Evaluation of Decisions*)の検討に進まなければならない。このサブセクションの最初のパラグラフ(10)は、すでに前節でその全文を提示したところである。それはサブセクション1-0のパラグラフ(7)までの議論を承けて「厳密な意味において、組織管理者の諸決定は科学的手段によっては評価されえない」(in a strict sense, the administrator's decisions cannot be evaluated by scientific means)という文章で始まっていた。しかし、その後で述べられているように、組織管理上の諸決定の中には、倫理的要素のみならず、事実的要素も含まれていること、したがって、諸決定の中には科学的内容(scientific contents)も含まれていることが示唆されているのであった。それゆえ、それらの諸決定は、ある程度まで科学的手段によって評価されうる余地を持っているのである。サイモンは、そのことを一つの具体例によって説明する。すなわち、

(11) 「合衆国陸軍の『歩兵操典、野戦編』(*Infantry Field Manual*)から抜き出した次の一節を考えてみよ。

奇襲ハ成功セル攻撃ニ不可欠ノ要素ナリ(Surprise is an essential element of a successful attack.)ソノ効果ハ、大規模作戦ノミナラス、小規模作戦ニオイテモ、追求サルヘキモノナリ(Its effects should be striven for in small as well as in large operations.)歩兵ニシテ奇襲ノ効ヲ得セシムルニハ、ソノ攻撃ノ時刻ト場所ノ秘匿、ソノ配備ノ遮蔽、行動ノ迅速、敵ヲアサムクノ策、オヨヒ、類型的行動ノ忌避ニヨル

モノナリ(Infantry effects surprise by concealment of the time and place of the attack, screening of its dispositions, rapidity of maneuver, deception, and the avoidance of stereotyped procedures.)」

(12) 「これらの三つの文章がどの程度まで事実的命題(factual propositions)としての意味を持つか、また、どの程度まで命令(imperatives)として、すなわち、決定(decisions)として意図されているのかを見分けるのは困難である。第1の文章は、たんに成功せる攻撃のための諸条件についての一つの言明(a statement about the conditions for a successful attack)と読み取ることができかもしれない。第3の文章は奇襲の状態が達成されるための諸条件の列举(a listing of the conditions under which a state of surprise is achieved)として解釈できるかもしれない。しかし、これらの事実的文章を束ね合わせると——それらの文章に、いわば結合組織(connective tissue)を賦与すると——それは一組の明示的および黙示的命令(a set of expressed and implied imperatives)になっているのであり、そうして、それは次のように書き直すことができるであろう。すなわち、《成功スヘク攻撃セヨ》(“Attack successfully!”)、《奇襲ヲ用イヨ》(“Employ surprise!”)、そうして、《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿シ、配備ヲ遮蔽シ、迅速ニ移動シ、敵ヲアサムキ、類型的行動ヲ排セヨ》(“Conceal the time and place of attack, screen dispositions, move rapidly, deceive the enemy, and avoid stereotyped procedures!”)と。」

(13) 「この一節は、事実上、別の形に、すなわち、それを三つの文章に分けて、第1の文章を倫理的なものに、そうして、その他の文章を純粹に事実的なものになるように、書き直すことができる。すなわち、

1. 成功スヘク攻撃セヨ(Attack successfully!)
2. 攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシ

メテ成功スルモノナリ (An attack is successful only when carried out under conditions of surprise.)

3. 奇襲ノ条件ハ攻撃ノ時刻ト場所ノ秘匿、等々ナリ (The conditions of surprise are concealment of the time and place of attack, etc.)¹¹⁵⁾

上掲のパラグラフ(11)に引用されている合衆国陸軍『歩兵操典』の三つの文章のうち第1と第3の文章は、それらを個別に取り上げて、文章の形式のみに注目するならば、サイモンがパラグラフ(12)の前半で示唆しているように、二つの事実的命題と受け取ることができる。それ以上に確実なことは、両者の中間にある第2の文章、すなわち、「ソノ効果ハ、大規模作戦ノミナラス、小規模作戦ニオイテモ、追求サルヘキモノナリ」という文章が「命令的なし倫理的な文章」(an imperative or ethical sentence)であって、サイモンの意味で倫理的命題を表現しているという点である。しかし、サイモンは第2の文章に明示的な言及をすることを避けている。彼は解剖学から「結合組織」(connective tissue)という言葉を用いて、暗にその点に触れているのである。それが第2の文章を指すものと受け取るならば、一見したところ事実的命題の表現になっている第1と第3の文章を書き直して命令文を作ることができるのは、両者を結合している第2の文章が命令的あるいは倫理的要素を含んでいるという事実を負うのである。

パラグラフ(12)の後半部分に示されてある三つの命令文が、パラグラフ(11)の『歩兵操典』の第1と第3の原文に含まれる材料から作文されていることに注目しよう。まず、三つの命令文の最初のもの、すなわち、《成功スヘク攻撃セヨ》(“Attack successfully!”)は『歩兵操典』の第1の原文に含まれる語句《成功セル攻撃》(“a successful attack”)に倫理的要素を添加して、一つの命令文に仕立て上げられたもので

ある。三つの命令文の2番目、すなわち、《奇襲ヲ用イヨ》(“Employ surprise!”)は『歩兵操典』の第3の原文の劈頭の語句《歩兵ニシテ奇襲ノ効ヲ得セシメ……》(“Infantry effects surprise……”)に倫理的要素を付加して、一つの命令文に作り上げられたものである。三つの命令文の最後のもの、すなわち、《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿シ、……類型的な手段ヲ排セヨ》(“Conceal the time and place of attack, …… and avoid stereotyped procedures!”)は第3の原文の後半の語句《ソノ攻撃ノ時刻ト場所ノ秘匿、……オヨヒ、類型的行動ノ忌避ニヨル》(“by concealment of the time and place of the attack, …… and the avoidance of stereotyped procedures.”)に倫理的要素を加味して、一つの独立の命令文にしたものである。

こうして、『歩兵操典』の第2の原文は画面から消し去られる。サイモンのこのように作為的な書き換え作業の窮極の目的は、それらの三つの命令文をさらに書き換えて、パラグラフ(13)に提示される三つの文章に到達することである。じっさい、パラグラフ(12)の後半に述べられている三つの命令文からパラグラフ(13)の三つの文章を導出するのはきわめて容易である。

まず、パラグラフ(12)の三つの命令文の最初のもの、そのままの形でパラグラフ(13)の第1命題となる。《成功スヘク攻撃セヨ》というその命令文は、その中に経験的事実にかんする陳述をまったく含んでいないから、その意味で「純粋に倫理的」(purely ethical)と言ってよいであろう。

次に、パラグラフ(12)の三つの命令文の第2のもの、すなわち、《奇襲ヲ用イヨ》が命令として許容される根拠は《攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシメテ成功スル》という経験的事実にあると考えられるから、その命令文から倫理的要素を抜き取ると、この経験的事実が残るであろう。このようにして導出されるパラグラフ(13)の第2命題をサイモンは「純粋に事実的な」(purely factual)命題であると述べている。

115) *Ibid.*, p. 48.

もっとも、《攻撃ハ……成功デアル》(An attack is successful ……) という文章は、それ自体で価値判断の要素を含んでいると考える人がいるかもしれない。しかしながら、この場合には、第2命題の前に第1命題が置かれていて、その文脈に沿って考えるかぎり、攻撃が成功であるか否かの判定は、第2命題の段階では既定の事実と化しているのである。それゆえ、第2命題で新しく問題になるのは、事実的要素にかかわることだけである。

最後に、パラグラフ(12)の三つの命令文の第3のもの、すなわち、《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿、等々ナリ》が得られる。この第3命題は、事実上、『歩兵操典』の一節の最後の文章が表現しているところのものと同一内容になっている。

このような書き換えの結果として得られたパラグラフ(13)の3段構えの命題は、われわれがすでに概観したサイモンの第IV章「組織管理行動における合理性」の§1「手段と目的」において論じられる「諸目的の位階制」(the Hierarchy of Ends)¹¹⁶⁾、あるいは「手段・目的位階制」(the means-end hierarchy)¹¹⁷⁾の具体例になっているのである。すなわち、その第1命題《成功スヘク攻撃セヨ》は、手段・目的位階制の最上位にあって、窮極の目的を指示している。そうして、第2命題《攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシメテ成功スルモノナリ》は、窮極の目的である第1命題に対しては、そのための手段を指示しているけれども、他方、第3命題《奇襲ノ条件ハ攻撃ノ時刻ト場所ノ秘匿、等々ナリ》に対しては、奇襲の目的が攻撃の成功であることを指示しているのである。

ここで、パラグラフ(13)の三つの命題に対してサイモン自身が加えている注釈を見ることにしよう。彼はこう述べている。

(14) 「したがって、軍司令官が彼の諸部隊の配備を遮蔽するために下す諸決定は事実的と

倫理的の両要素 (both factual and ethical elements) を含んでいることになる。というのは、彼は《奇襲》の効果をあげるために、その配備を遮蔽するのであり (for he screens the dispositions *in order to effect* “surprise,”) そうして、成功すべく攻撃するために奇襲をする (and this *in order to attack successfully*) のだからである。それゆえ、彼の諸決定の正しさが判定できる一つの意味が存在する (there is one sense in which the correctness of his decisions can be judged:.)。すなわち、彼の目的を達成するために彼がとる手段が適切な手段であるか否かは純粋に事実的な問題である (it is a purely factual question whether the measures he takes *in order to accomplish his aim* are appropriate measures.)。その目的自体が正しいか否かという問題は、その目的が《のために》という語句によってもっと高い諸目的に結びつけられないかぎり、事実的な問題にはならない (It is not a factual question whether the aim itself is correct or not, except in so far as this aim is connected, by an “in order,” to further aims.) のである。」¹¹⁸⁾

(15) 「諸決定は、つねに、このような相対的な意味において評価することができる (Decisions can always be evaluated in this relative sense) ——すなわち、それらが目指すところの目的が与えられるなら、それらが正しいか否かは決定することができる (it can be determined whether they are correct, given the objective at which they are aimed) ——が、しかし、目的の変化は評価の変化を意味するのである。厳密に言うと、評価されるところのものは、その決定自体ではなくて、その決定とその目的との間にあると主張されているところの純粋に事実的な関係 (the purely factual relationship that is asserted between the decision and its aims) なのである。奇襲を達成するために特定

116) *Ibid.*, p. 63.117) *Ibid.*, p. 64.118) *Ibid.*, pp. 48-49.

の諸手段をとるといふその司令官の決定が評価されるのではない。評価されるところのものは、彼がとる諸手段が、事実上、奇襲を達成させるであろうという彼の事實的判断 (his factual judgment that the measures he takes will, in fact, attain surprise) なのである。¹¹⁹⁾

パラグラフ(13)の第3の命題《奇襲ノ条件ハ攻撃ノ時刻ト場所ノ秘匿、等々ナリ》が「純粹に事實的」(purely factual)な命題であるとサイモンは一度は述べたものの、その命題に従って「軍司令官が彼の諸部隊の配備を遮蔽するために下す諸決定は事實的と倫理的の両要素を含んでいる」とパラグラフ(14)の冒頭で彼は指摘している。軍司令官がその第3命題に従ってそのような諸決定を下すのは、その命題の上位にある第2の命題《攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシメテ成功スル》に従って、第1の命題の命じるように《成功スヘク攻撃》するためであるからである。このようなサイモンの議論の文脈に沿って眺めると、パラグラフ(14)の冒頭の文章の中で「諸決定は事實的……要素を含んでいる」(the decisions …… contain …… factual …… elements)という部分が最も重要である。というのは、その部分があるからこそ、「彼の目的を達成するために彼がとる手段が適切な手段であるか否か」という「純粹に事實的な問題」が成立し、「彼の諸決定の正しさ」を判定することができるようになるからである。そうして、諸決定の中に含まれる事實的要素を倫理的要素から分離させて、サイモンのいわゆる「純粹に事實的な命題」(purely factual propositions)を確定するためには、その命題の中に含まれる「目的」が《のために》(an “in order”)という語句によって、より上位の「目的」に接続されることが必要になると指摘されている。

次に、パラグラフ(15)の冒頭にある「諸決定は、つねに、このような相対的な意味において評価することができる」というサイモンの文章

の中の「このような相対的な意味において」(in this relative sense)という語句の意味に注釈を加えておこう。「相対的」(relative)の反対語は「絶対的」(absolute)、あるいは、「無限定的」(unqualified)である。組織管理上の諸決定が《正しい》(“correct”)ないし《真の》(“true”)決定であるか否かは「無限定な意味で」(in an unqualified sense)あるいは絶対的な意味で問題にされうるものではない。それらの諸決定が直接の目的とするところのものが、《のために》という語句によって、より窮極の目的の限定(qualifications)を受けるときはじめて、その直接の目的を達成するために組織管理者がとる諸手段が適切な手段であるか否かという「純粹に事實的な問題」が可能になり、そうして、彼の決定が《正しい》(“correct”)か否かという問いが意味を持つのである。

ここで、サイモンの第Ⅲ章のパラグラフ(9)の末尾の文章を改めて見直すと、われわれはその文章の後半部分の意味するところをより明確に理解することができるであろう。サイモンはこう述べていた。

「したがって、諸決定は《善い》ものでありえても、しかし、無限定な意味において《正しい》あるいは《真の》ものではありえないということになる」(It follows that decisions may be “good,” but they cannot, in an unqualified sense, be “correct,” or “true.”)¹²⁰⁾

いまやわれわれには、この文章を構成するそれぞれの言葉にサイモンが置いている比重がかなり明瞭にわかる。すなわち、彼の関心の所在は、諸決定が《善い》ものであるかどうかではなくて、諸決定がある限定された意味において、すなわち、相対的な意味において、《正しい》か否かという「純粹に事實的な問題」に見出されなくてはならないのである。

以上で、サイモンの第Ⅲ章§1のサブセクション1-1「諸決定の評価」の議論はほとんど終わって

119) *Ibid.*, p. 49.120) *Ibid.*, p. 47.

いるのであるが、しかし、彼は合衆国陸軍の『歩兵操典』の一節の分析をいまだ少し進めることによって、その議論を締め括るのである。すなわち、

(16) 「以上の議論は少し異なる仕方では提示することができる。次の二つの文章を考えてみよう。すなわち、《奇襲ヲ達成セヨ》(“Achieve surprise!”), および、《奇襲ノ条件ハ攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿スルコト、等々ナリ》(“The conditions of surprise are concealment of the time and place of attack, etc.”) がそれである。第1の文章が命令的ないし倫理的要素(an imperative, or ethical, element)を含み、それゆえに、真でも偽でもないのに対して、第2の文章は純粋に事実的(purely factual)である。もしも論理的推論の概念(the notion of logical inference)が文章の中で事実的要素のみならず、倫理的要素にまでも適用されるべく拡張されるものであるとするなら、これらの二つの文章から第3の文章が演繹されてよいであろう。すなわち、《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿セヨ、等々》(“Conceal the time and place of attack, etc.”)と。このように、一つの事実的前提(第2の文章)の媒介によって、一つの命令から別の命令が演繹されうる[Thus, with the mediation of a factual premise (the second sentence), one imperative can be deduced from another.]のである。」¹²¹⁾

このパラグラフの最初に提示されている二つの文章のうち、第1の《奇襲ヲ達成セヨ》という文章が、パラグラフ(13)に述べられてあった三つの文章のうちの第1と第2の二つを合成して作られたものであり、そうして、それがパラグラフ(12)の後半に提示されていた三つの命令文のうちの第2のもの、すなわち、《奇襲ヲ用イヨ》と実質上ほとんど同じであることは、一見して明らかであろう。また、第2の《奇襲ノ条件ハ攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿スルコト、等々ナ

リ》はパラグラフ(13)の第3の文章そのままである。そうして、この文章が「純粋な事実的命題」を表わしていることは、パラグラフ(13)の第2の文章《攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシメテ成功スルモノナリ》を「純粋な事実的命題」として受け容れることよりも容易に納得することができるであろう。

ここで、パラグラフ(6)に要約的に述べられていた論理実証主義の哲学者たちの議論を想い出してみよう。その中に、

「ある命題が正しいか否かを決定するためには、その命題が直接に経験と……比較されなくてはならないか、あるいは、その命題が経験と比較されうるところの他の諸命題に、論理的推論によって結びつけられなくてはならない」(To determine whether a proposition is correct, it must be compared directly with experience…… or it must lead by *logical reasoning* to other propositions that can be compared with experience.)¹²²⁾

という文章があった。この文章の中で言う「命題」とは、すべて「事実的命題」である。それゆえ、そこに述べられてある「論理的推論」(logical reasoning)は、もっぱら、それらの事実的命題に適用されるものである。

さて、そこでパラグラフ(16)に目を戻すと、サイモンは「もしも論理的推論の概念が文章の中の事実的要素のみならず、倫理的要素にまでも適用されるべく拡張されるものであるとするならば」(If the notion of *logical inference* be extended so as to apply to the ethical as well as the factual element in sentences)と述べることによって、論理実証主義の哲学者たちの論法を組織管理上の諸命題にもそのまま適用しようとするのである。そうして、パラグラフ(16)の二つの命題から演繹される《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿セヨ、等々》という命令文は、パラグラフ(12)の後半に述べられてあった三つの命令

121) *Ibid.*, p. 49.

122) *Ibid.*, p. 46.

文のうちの最後のもの、すなわち《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿シ、配備ヲ遮蔽シ、迅速ニ移動シ、敵ヲアサムキ、類型的行動ヲ排セヨ》の短縮形にほかならない。

以上のような論理上の操作を示したうえで、サイモンは「一つの事実的前提の媒介によって、一つの命令から別の命令が演繹されうるのである」という教訓を引き出すのである。ところで、この教訓は何を意味しているのであろうか。

ここで、サイモンの『組織管理行動』の第II章「組織管理理論の若干の問題」の§1「若干の受容されている組織管理上の諸原則」(Some Accepted Administrative Principles)¹²³⁾の最初のパラグラフ(3)の陳述を思い出してみよう。サイモンはこう述べていた。

(3) 「組織管理の文献の中によく出てくる《諸原則》には次のようなものがある。

1. 組織管理上の効率性は、その集団の中での課業の専門化を進めることによって向上させられる。(Administrative efficiency is increased by a specialization of the task among the group.)

2. 組織管理上の効率性は、その集団の構成員たちを、権限の確定した位階制の中に配列することによって向上させられる。(Administrative efficiency is increased by arranging the members of the group in a determinate hierarchy of authority.)

3. 組織管理上の効率性は、その位階制のどの点においても統括の範囲を少数人員に限定することによって向上させられる。(Administrative efficiency is increased by limiting the span of control at any point in the hierarchy to a small number.)

4. 組織管理上の効率性は、統括の目的のために従業員たちを(a)目的、(b)過程、(c)顧客、あるいは(d)場所に依じてグループ分けすることによって向上させられる。[Administrative

efficiency is increased by grouping the workers, for purpose of control, according to (a) purpose, (b) process, (c) clientele, or (d) place.]」¹²⁴⁾

ここに挙げられている四つの文章は、サイモンの意味で「純粋に事実的な命題」を表わしていると言ったことができるけれども、管理組織における目的・手段の位階制の存在を念頭に置くとき、「組織管理上の効率性は……によって向上させられる」(Administrative efficiency is increased by ……)という語句の背後に《組織管理上の効率性を向上せしめよ》という命令的ないし倫理的命題が潜んでいることは明らかである。それらの文章の形式はサイモンの第III章のパラグラフ(13)の三つの文章のうちの第2のもの、すなわち《攻撃ハ奇襲ノ条件ノ下ニ行フトキ、ハシメテ成功スル》と同じである。この文章をサイモンは「純粋に事実的の」ものと述べているのではあったが、しかし、《攻撃ハ……トキ、ハシメテ成功スル》(An attack is successful only when ……)という語句の前に、《成功スヘク攻撃セヨ》という命令文が置かれていることによって、その文脈の中では、この文章にも命令的要素(an imperative element)が含まれているという点は、すでにわれわれが指摘したところである。

このような事情に照らして、上掲パラグラフ(3)の四つの文章を次のような命令文で書くことができるであろう。

1. 集団の中で課業を専門化せよ。(Specialize the task among the group !)

2. その集団の構成員たちを権限の確定した位階制の中に配列せよ。(Arrange the members of the group in a determinate hierarchy of authority !)

3. その位階制のどの点においても統括の範囲を少数人員に限定せよ。(Limit the span of control at any point in the hierarchy to a

123) *Ibid.*, pp. 20-36.

124) *Ibid.*, pp. 20-21.

small number !)

4. 統括の目的のために従業員たちを(a)目的, (b)過程, (c)顧客, あるいは(d)場所に
応じてグループ分けせよ。[Group the workers,
for purpose of control, according to (a)
purpose, (b) process, (c) clientele, or (d)
place !]

これらの命令文は第III章のパラグラフ(12)の
後半に述べられてあった最後の命令文に対応す
るものであることが、後者を次のように分割し
て書くことによって、明らかになるであろう。
すなわち、

《攻撃ノ時刻ト場所ヲ秘匿セヨ》(Conceal the
time and place of attack !)

《配備ヲ遮蔽セヨ》(Screen dispositions !)

《迅速ニ移動セヨ》(Move rapidly !)

《敵ヲアサムケ》(Deceive the enemy !)

《類型的手段ヲ排セヨ》(Avoid stereotyped
procedures !)

さて、そこで、サイモンが第III章のパラグラ
フ(16)の末尾で述べた教訓は、これらの命令的
諸命題と、《組織管理上の効率性を向上せしめ
よ》、あるいは《奇襲ヲ達成セヨ》といった上位
の命令的命題との中間に「純粹に事実的な諸命
題」が介在するという事実を指摘しているのだ
。そうして、そのような事実的諸命題が科学
的吟味の対象になりうるのである。

しかしながら、サイモンは第II章のパラグラ
フ(3)に列挙された組織管理上の《諸原則》は、
それらだけでは科学的吟味に耐える形式を備え
ていないと考えているようである。すなわち、
彼はそれに続くパラグラフ(4)でこう述べてい

たからである。

(4) 「これらの諸原則は比較的単純かつ明
瞭なものに見えるので、それらを管理組織の具
体的な諸問題に適用するにあたり曖昧な点がな
く、そうして、それらの妥当性を経験的試験に
かけるのは容易であると思われるかもしれない。
しかしながら、それは事実と反するように思わ
れる。」(Since these principles appear
relatively simple and clear, it would seem that
their application to concrete problems of
administrative organization would be un-
ambiguous, and that their validity would be
easily submitted to empirical test. *Such,
however, seems not to be the case.*)¹²⁵⁾

一見して経験と比較できるかに思われる「純
粋に事実的な諸命題」も、じつさいには、それ
らを管理組織の具体的諸問題に適用するさいに
曖昧な点がないわけではなく、そうして、それ
らの妥当性を経験的試験にかけるのは、けっし
て容易なことではないとサイモンは考えるので
ある。それゆえに、彼の課題は、それらの「純
粋に事実的な諸命題」を経験的試験にかけるこ
とができるようにするための論理的推論の体系
を構築して、サミュエルソンのいわゆる《操
作的に有意義な諸定理》を誘導する道を拓くこ
とであると受け取ることができるであろう。そう
して、そのための議論の核心を成す部分は、サ
イモンのいわゆる《第3層の問題群》を扱う第
IV章「組織管理行動における合理性」と第V章
「組織管理上の諸決定の心理学」の中で述べら
れるのであった。

125) *Ibid.*, p. 21.